

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>別紙 対EU輸出水産食品の取扱要領</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「一次生産の関連作業」とは、漁船上で行われる活じめ、放血、頭・内臓・鱗の除去、冷蔵及び包装をいう。これには、養殖場内での輸送、性質を大きくは変えていない水産物の生産現場における貯蔵又は生産地から最初の目的地となる施設までの輸送を含む。</p> <p>(5)～(17) (略)</p> <p>(18) 「漁船」とは、水産物を漁獲する船及び漁獲物を洋上転載し<u>又はその転載を受け、搬送する船をいう。</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) 「<u>冷凍漁獲物運搬船</u>」とは、冷凍船のうち、自らは漁獲を行わず、<u>洋上で他船から漁獲物の転載を受けてそれを冷凍し、搬送する船をいう。</u></p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) 「生産漁船」とは、対EU輸出水産食品を取り扱う漁船のうち、冷凍船、加工船及び養殖場で使用される漁船以外のものをいう。</p> <p>(23) 「認定施設」とは、食品事業者の施設について、都道府県知事等がその構造設備、施設の衛生管理等を審査し、EUに水産食品を輸出することが可能な施設として認定した<u>冷凍船、加工船及び処理、加工、製造又は保管を行う陸上の施設（(24)の登録施設等及び温度管理を必要としない製品の保管のみを行う施設を除く。）をいう。</u></p> <p>(24) 「登録施設等」とは、食品事業者の施設について、都道府県知事等がその構造設備、施設の衛生管理等を審査し、EUに水産食品を輸出することが可能な施設として登録した産地市場、消費地市場、養殖場等及び生産漁船をいう。</p> <p>(25)～(34) (略)</p>	<p>別紙 対EU輸出水産食品の取扱要領</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「一次生産の関連作業」とは、漁船上で行われる活じめ、放血、頭・内臓・鱗の除去、<u>冷凍・冷蔵</u>及び包装をいう。これには、養殖場内での輸送、性質を大きくは変えていない水産物の生産現場における貯蔵又は生産地から最初の目的地となる施設までの輸送を含む。</p> <p>(5)～(17) (略)</p> <p>(18) 「漁船」とは、水産物を漁獲する船及び漁獲物を洋上転載し、搬送する船をいう。</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) 「<u>EU向け冷凍船</u>」とは、冷凍船のうち、漁獲物を日本で陸揚げせず<u>に直接EUに輸出する、又はEUに輸出することを目的としてEU以外の海外に漁獲物を輸出するために水産物を漁獲する漁船（加工船及び養殖場で使用される漁船を除く。）をいう。</u></p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) 「生産漁船」とは、対EU輸出水産食品を取り扱う漁船のうち、<u>EU向け冷凍船</u>、加工船及び養殖場で使用される漁船以外のものをいう。</p> <p>(23) 「認定施設」とは、食品事業者の施設について、都道府県知事等がその構造設備、施設の衛生管理等を審査し、EUに水産食品を輸出することが可能な施設として認定した加工船及び処理、加工、製造又は保管を行う陸上の施設（(24)の登録施設等及び温度管理を必要としない製品の保管のみを行う施設を除く。）をいう。</p> <p>(24) 「登録施設等」とは、食品事業者の施設について、都道府県知事等がその構造設備、施設の衛生管理等を審査し、EUに水産食品を輸出することが可能な施設として登録した産地市場、消費地市場、養殖場等、<u>EU向け冷凍船</u>及び生産漁船をいう。</p> <p>(25)～(34) (略)</p>

<p>3. 対EU輸出水産食品を取り扱う施設等の要件 (1)～(3) (略)</p> <p>4. 本要領の所掌 本要領の中で、認定施設<u>(冷凍船を除く。)</u>並びに産地市場及び消費地市場に関する事務は衛生当局が、<u>冷凍船及び登録施設(産地市場及び消費地市場を除く。)</u>に関する事務は水産当局が行う。 なお、衛生証明書の発行、10.及び11.については衛生当局と水産部局が協力して行うものとする。 また、必要に応じて衛生当局と水産部局は協力を行う。</p> <p>5. (略)</p> <p><u>5-2. 冷凍船監視員の指名等</u> 水産庁長官は、別添2-2に基づく講習会を受講したとして都道府県知事から報告があった都道府県職員について、<u>適当と認めた場合、対EU輸出水産食品に係る冷凍船監視員として指名する。</u> なお、水産庁長官は、<u>冷凍船監視員について適当でないと判断した場合は、その指名を取り消すものとする。</u></p> <p>6. 認定施設の認定に係る手続等 (1) 申請 認定施設<u>(冷凍船を除く。以下この項及び7.において同じ。)</u>としての認定を受けようとする施設における製造者は、別紙様式1の施設認定申請書により都道府県知事等あて関係書類を添付して申請すること。なお、製造者は、認定後、欧州委員会及び厚生労働省ホームページに施設名等が掲載されることを了承すること。 (2)～(8) (略)</p> <p><u>6-2. 冷凍船の認定に係る手続等</u> (1) 申請 認定施設としての認定を受けようとする冷凍船を管理する食品事業者は、<u>別紙様式1-2の施設認定申請書により都道府県知事あて関係書類を添付して申請すること。なお、食品事業者は、認定後、欧州委員会及び水産庁ホームページに施設名等が掲載されることを了承すること。</u> (2) 書類審査 都道府県知事は、施設認定申請書について冷凍船監視員に書類審査を行わせること。</p>	<p>3. 対EU輸出水産食品を取り扱う施設等の要件 (1)～(3) (略)</p> <p>4. 本要領の所掌 本要領の中で、認定施設並びに産地市場及び消費地市場に関する事務は衛生当局が、登録施設(産地市場及び消費地市場を除く。)に関する事務は水産当局が行う。 なお、衛生証明書の発行、10.及び11.については衛生当局と水産部局が協力して行うものとする。 また、必要に応じて衛生当局と水産部局は協力を行う。</p> <p>5. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6. 認定施設の認定に係る手続等 (1) 申請 認定施設としての認定を受けようとする施設における製造者は、別紙様式1の施設認定申請書により都道府県知事等あて関係書類を添付して申請すること。なお、製造者は、認定後、欧州委員会及び厚生労働省ホームページに施設名等が掲載されることを了承すること。 (2)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

(3) 現地調査

① 都道府県知事は、問題がないと判断した場合には、冷凍船監視員に別添3-2のチェックリストによる施設の現地調査を行わせること。

② 冷凍船監視員による現地調査は次のとおり行うこと。

ア 冷凍船が他県へ帰港する場合の現地調査

冷凍船の認定を希望する食品事業者は、当該冷凍船を所管する都道府県において現地調査を受けることを原則とするが、当該都道府県に帰港できない等のやむを得ない理由がある場合には、冷凍船を所管する都道府県と協議の上、入港先の都道府県において現地調査を受けることができる。

入港先の都道府県において現地調査を受ける場合は、冷凍船を所管する都道府県から入港先の都道府県水産部局又は水産庁漁政部加工流通課に対して現地調査の依頼を行う。現地調査の依頼を受けた入港先の都道府県水産部局又は水産庁漁政部加工流通課は、現地調査を行った後、その結果を冷凍船を所管する都道府県水産部局に連絡する。

イ 外国での現地調査

1年以上日本に帰港しない等のやむを得ない理由により外国での現地調査（以下「外国現地調査」という。）を希望する場合には、理由書を添付の上、当該冷凍船を所管する都道府県に提出すること。都道府県は、その理由が妥当と認める場合には、水産庁漁政部加工流通課に外国現地調査を要請することができる。都道府県からの要請に対し、水産庁漁政部加工流通課は、ウにより外国現地調査を行うことができる。

ウ 水産庁職員による外国現地調査

水産庁漁政部加工流通課は、都道府県からの要請に基づき、水産庁職員による外国現地調査を行うことができる。水産庁漁政部加工流通課は、外国現地調査を行った後、その結果を冷凍船を所管する都道府県水産部局に連絡する。

(4) 水産庁との協議及び認定

ア 都道府県知事は、冷凍船監視員の書類審査及び現地調査の結果に基づき、施設が3.の認定要件を満たしていると認めた場合は、水産庁長官に別紙様式2-2により当該施設が3.の要件を満たしていることを示し、水産庁長官の了解を得た上で、当該施設を認定施設として別紙様式3-2の施設認定書により認定番号を付して認定すること。

イ この場合において水産庁長官は、都道府県知事から示された書類を審査し、必要に応じて冷凍船監視員と共に現地調査を実施の上、3.の要件を満たしていると認めた場合は、都道府県知事に別紙様式4-2により通知すること。

ウ なお、認定番号は、漁船法（昭和25年法律第178号）に基づく登録番号とすること。

(5) 水産庁への報告等

都道府県知事は、申請のあった施設について認定した場合は、別紙様式5-2の認定報告書により水産庁長官に報告すること。

(6) 変更の申請

ア 食品事業者は、(1)の申請事項について変更しようとするときは、別紙様式6-2によりあらかじめ都道府県知事の承認を得るものとする。都道府県知事は、変更内容が3.の要件を満たしていることを認めた場合、別紙様式9-2により申請者あて通知すること。

イ この場合、都道府県知事は、HACCPプランの変更を伴う変更にあつては、別紙様式8-2によりあらかじめ水産庁長官の了解を得た上で、承認すること。HACCPプランの変更を伴わない場合は、承認後速やかに別紙様式9-2により水産庁長官に報告すること。

ウ 水産庁長官は、都道府県知事から示された書類を審査し、必要に応じて冷凍船監視員と共に現地調査を実施の上、3.の要件を満たしていると認めた場合は、都道府県知事に別紙様式10-2により通知すること。

(7) 認定の取消し

都道府県知事は、食品事業者から認定の取消しの申出があつた場合は、認定を取り消すとともに、取り消した施設の名称、所在地及び認定番号を速やかに水産庁長官に報告すること。

(8) 認定施設リストの変更に係る報告

都道府県知事は、認定施設の名称、所在地又は輸出品目の変更を承認した場合には、新旧対照表を添付し、水産庁長官に報告すること。

(9) 標準処理期間

認定施設の認定又は変更に係る申請があつた場合、水産庁長官及び都道府県知事は、要件を満たしている旨の通知がなされるまでの手続について、次に掲げる期間内に実施するよう努めるものとする。なお、当該期間には、申請を補正するために要する期間、申請者が当該申請の内容を変更するために要する期間、申請者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間及び申請者の都合により稼働状況を確認するための現地調査が実施できない期間は含まないものとする。

ア 施設認定申請 90日

イ 変更承認申請 60日

7. 認定施設に係る認定後の事務

(1) (略)

(2) (略)

7. 認定後の事務

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ 監視結果等の報告

都道府県等衛生部局の長は、指名食品衛生監視員の監視結果について、4か月に1回、地方厚生局食品衛生課長あて別添3のチェックリストの写し、別紙様式32及び33の写し並びに指摘事項・改善状況の一覧をもって報告すること。

また、前回報告時以降に衛生証明書を発行した場合には、衛生証明書の発行件数等について、上記報告と併せて別紙様式12により報告すること。

ウ 認定の取消し等

都道府県知事等は、監視等の結果、3.の認定要件が適正に実施されていないと判断した場合は、施設に対して、その旨を別紙様式32により通知し、別紙様式33による改善指導（別紙様式33により、対応状況を管理すること。）、衛生証明書発行の停止、認定の取消し等の措置をとるとともに、速やかに地方厚生局長に報告すること。

(3)・(4) (略)

7-2. 冷凍船に係る認定後の事務

(1) 冷凍船監視員による施設の監視等

都道府県知事は、認定した冷凍船及び冷凍船が関連する施設等（登録施設等を除く。以下この項において単に「認定された施設」という。）について、別添1の第8に定める基準により、冷凍船監視員を施設の状況に応じて定期的に派遣し、監視及び検査等を実施すること。

なお、冷凍船監視員の監視及び検査等が拒否された場合には、速やかに認定を取り消すものとする。

ア 監視項目

冷凍船監視員は、認定された施設について、3.の要件が適正に実施されていることの確認を、1年に1回以上、別添3-2のチェックリストにより行うこと。

イ 他県へ帰港する場合の監視等

食品事業者は、冷凍船の認定を行った都道府県（以下「認定都道府県」という。）において当該冷凍船の監視を受けることを原則とするが、認定都道府県に帰港できない等のやむを得ない理由の場合には、認定都道府県と協議の上、入港先の都道府県において監視を受けることができる。

入港先の都道府県において監視を受ける場合は、認定都道府県から入港先の都道府県又は水産庁漁政部加工流通課に対して別紙様式25

ア (略)

イ 監視結果等の報告

都道府県等衛生部局の長は、指名食品衛生監視員の監視結果について、4か月に1回、地方厚生局食品衛生課長あてチェックリストの写し及び指摘事項・改善状況の一覧をもって報告すること。

また、前回報告時以降に衛生証明書を発行した場合には、衛生証明書の発行件数等について、上記報告と併せて別紙様式12により報告すること。

ウ 認定の取消し等

都道府県知事等は、監視等の結果、3.の認定要件が適正に実施されていないと判断した場合は、施設に対して、その旨を文書により通知し、改善指導、衛生証明書発行の停止、認定の取消し等の措置をとるとともに、速やかに地方厚生局長に報告すること。

(3)・(4) (略)

(新設)

により監視の依頼を行う。監視の依頼を受けた入港先の都道府県水産部局又は水産庁漁政部加工流通課は、監視を行った後、その結果を別紙様式 26 により認定都道府県水産部局に連絡すること。

ウ 外国での現地監視

食品事業者は、認定都道府県において認定された施設の監視を受けることを原則とするが、1 年以上日本に帰港しない等のやむを得ない理由により外国での現地監視（以下「外国監視」という。）を希望する場合は、理由書を添付の上、認定都道府県に提出すること。認定都道府県は、その理由が妥当と認める場合には、水産庁漁政部加工流通課に外国監視を要請することができる。認定都道府県からの要請に対し、水産庁漁政部加工流通課は、エ又はオにより外国監視を行うことができる。

エ 水産庁職員による外国監視

水産庁漁政部加工流通課は、認定都道府県からの要請に基づき、水産庁職員による外国監視を行うことができる。水産庁漁政部加工流通課は、外国監視を行った後、その結果を認定都道府県水産部局に連絡する。

オ 漁船等衛生監視者による外国監視

水産庁漁政部加工流通課は、認定都道府県からの要請に基づき、別添 14 に基づく漁船等衛生監視者による外国監視を行うことができる。漁船等衛生監視者は、外国監視を行った後、その結果を水産庁漁政部加工流通課を通じて認定都道府県水産部局に連絡する。

カ 監視結果等の報告

都道府県水産部局の長は、冷凍船監視員の監視結果について、監視終了後速やかに、別紙様式 24-2 により水産庁加工流通課長あてチェックリストの写し等をもって報告すること。

キ 認定の取消し等

都道府県知事は、監視等の結果、3. の認定要件が適正に実施されていないと判断した場合は、施設に対して、その旨を文書により通知し、改善指導（改善措置が完了するまでの期間の設定を含む。）、認定の取消し等の措置をとるとともに、取り消した施設の名称、所在地及び認定番号を速やかに水産庁長官に報告すること。

(2) 水産庁加工流通課の現地査察等

水産庁加工流通課長は、必要と認める場合、担当官を認定された施設に派遣し、査察等を実施する。

ア 査察内容

水産庁担当官は、3. の認定要件及び前項の施設の監視等が適正に実施されていることを確認する。

イ 認定の取消し等

水産庁長官は、水産庁担当官の査察の結果、3. の認定要件及び前項の施設の監視等が適正に実施されていないと判断した場合は、都道府県知事に対し、その旨を文書により通知し、都道府県知事はこれを踏まえ、改善指導（改善措置が完了するまでの期間の設定を含む。）、認定の取消し等必要な措置をとること。

(3) 食品事業者による冷凍船の帰港予定日の報告

冷凍船を管理する食品事業者は、認定を受けた冷凍船が帰港する予定日の情報について、認定都道府県に対して別紙様式 27 により報告すること。また、認定都道府県は水産庁漁政部加工流通課に対して報告内容について報告すること。なお、当該冷凍船を管理する食品事業者が虚偽の連絡を行った場合は、認定都道府県は認定を取り消すこと。

(4) 冷凍船の運航計画の報告

冷凍船を管理する食品事業者は、認定を受けた冷凍船の運航計画について、認定都道府県に対して別紙様式 28 により毎年4月の第1週までに報告すること。また、都道府県は水産庁漁政部加工流通課に対して報告内容について報告すること。

8. 登録施設等の登録に係る手続き等

(1) 申請先

食品事業者は、産地市場及び消費地市場の登録については、都道府県等衛生部局に申請を行い、養殖場等及び生産漁船の登録については、都道府県水産部局に申請を行うこと。

(2) (略)

(3) 養殖場等及び生産漁船の登録手続等

ア 養殖場等及び生産漁船の登録

認定施設に関連する養殖場等及び生産漁船は、対 EU 輸出水産食品を取り扱う前に養殖場等及び生産漁船を所管する都道府県知事の登録を受けなければならない。

イ 申請

EU に水産食品を輸出しようとする養殖場等又は生産漁船を管理する食品事業者は、別紙様式 16 又は別紙様式 17 により登録申請書を都道府県知事あて関係書類を添付して申請すること。なお、EU に水産食品を輸出しようとする養殖場等又は生産漁船を管理する食品事業者は、登録後水産庁ホームページに登録番号、施設名等が掲載されることを了承すること。

8. 登録施設等の登録に係る手続き等

(1) 申請先

食品事業者は、産地市場及び消費地市場の登録については、都道府県等衛生部局に申請を行い、養殖場等、EU 向け冷凍船及び生産漁船の登録については、都道府県水産部局に申請を行うこと。

(2) (略)

(3) 養殖場等、EU 向け冷凍船及び生産漁船の登録手続等

ア 養殖場等、EU 向け冷凍船及び生産漁船の登録

認定施設に関連する養殖場等、EU 向け冷凍船及び生産漁船は、対 EU 輸出水産食品を取り扱う前に養殖場等、EU 向け冷凍船及び生産漁船を所管する都道府県知事の登録を受けなければならない。

イ 申請

EU に水産食品を輸出しようとする養殖場等、EU 向け冷凍船又は生産漁船を管理する食品事業者は、別紙様式 16 又は別紙様式 17 により登録申請書を都道府県知事あて関係書類を添付して申請すること。なお、EU に水産食品を輸出しようとする養殖場等、EU 向け冷凍船又は生産漁船を管理する食品事業者は、登録後農林水産省ホームページに登録番号、施設名等が掲載されることを了承すること。また、EU 向け冷凍船を管理する食品事業者は、登録後欧州委員会ホームページに登録番号、船名等が掲載されることを了承すること。

ウ 書類審査及び現地調査

都道府県知事は、登録申請書類について都道府県水産部局に書類審査を行わせるとともに、問題がないと判断した場合には、養殖場等については別添5、生産漁船については別添6のチェックリストにより現地調査を行わせること。

エ 生産漁船が他県へ帰港する場合の現地調査

生産漁船の登録を希望する食品事業者は、生産漁船を所管する都道府県において現地調査を受けることを原則とするが、当該都道府県に帰港できない等のやむを得ない理由がある場合には、生産漁船を所管する都道府県と協議の上、入港先の都道府県において現地調査を受けることができる。

入港先の都道府県において現地調査を受ける場合は、生産漁船を所管する都道府県から入港先の都道府県又は水産庁漁政部加工流通課に対して現地調査依頼を行う。現地調査の依頼を受けた入港先の都道府県水産部局又は水産庁漁政部加工流通課は現地調査を行った後、その結果を生産漁船を所管する都道府県水産部局に連絡する。

オ 外国現地調査

生産漁船の登録を希望する食品事業者は、生産漁船を所管する都道府県において現地調査を受けることを原則とするが、1年以上日本に帰港しない等のやむを得ない理由により外国現地調査を希望する場合には、理由書を添付の上、当該生産漁船を所管する都道府県に提出すること。都道府県は、その理由が妥当と認める場合には、水産庁漁政部加工流通課に外国現地調査を要請することができる。

カ 水産庁職員による外国現地調査

水産庁漁政部加工流通課は、都道府県からの要請に基づき、水産庁職員による外国現地調査を行うことができ、外国現地調査を行った後は、その結果を生産漁船を所管する都道府県水産部局に連絡する。

(削る。)

ウ 書類審査及び現地調査

都道府県知事は、登録申請書類について都道府県水産部局に書類審査を行わせるとともに、問題がないと判断した場合には、養殖場等については別添5、EU向け冷凍船及び生産漁船については別添6のチェックリストにより現地調査を行わせること。

エ EU向け冷凍船及び生産漁船が他県へ帰港する場合の現地調査

EU向け冷凍船又は生産漁船の登録を希望する食品事業者は、EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県において現地調査を受けることを原則とするが、当該都道府県に帰港できない等のやむを得ない事由がある場合には、EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県と協議の上、入港先の都道府県において現地調査を受けることができる。

入港先の都道府県において現地調査を受ける場合は、EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県から入港先の都道府県又は水産庁漁政部加工流通課に対して現地調査依頼を行う。現地調査の依頼を受けた入港先の都道府県水産部局又は水産庁漁政部加工流通課は現地調査を行った後、その結果をEU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県水産部局に報告する。

オ 外国での現地調査

EU向け冷凍船又は生産漁船の登録を希望する食品事業者は、EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県において現地調査を受けることを原則とするが、1年以上日本に帰港しない等のやむを得ない理由で、外国での現地調査（以下「外国現地調査」という。）を希望する場合には、理由書を添付の上、当該EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県に提出すること。都道府県は、その理由が妥当と認める場合には、水産庁漁政部加工流通課に外国現地調査を要請することができる。都道府県からの要請に対し、水産庁漁政部加工流通課は、下記カ又はキにより外国現地調査を行うことができる。

カ 水産庁職員による外国現地調査

水産庁漁政部加工流通課は、都道府県からの要請に基づき、水産庁職員による外国現地調査を行うことができる。水産庁漁政部加工流通課は、外国現地調査を行った後、その結果をEU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県水産部局に連絡する。

キ 漁船等衛生監視者による外国現地調査

水産庁漁政部加工流通課は、都道府県からの要請に基づき、別添14に基づく漁船等衛生監視者による外国現地調査を行うことができる。漁船等衛生監視者は、外国現地調査を行った後、その結果を水産庁漁政部加工流通課を通じてEU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県水産部局に連絡する。

キ 登録

都道府県知事は、書類審査及び現地調査の結果、申請のあった養殖場等又は生産漁船が3.(2)及び(3)の登録要件を満たしていると認めた場合は、養殖場等又は生産漁船を登録施設として、別紙様式14により登録番号を付して登録すること。なお、登録番号は、養殖場等については養殖場等ごとに漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく免許番号とし、免許番号による登録番号を付すことができない場合には、施設ごとに別添16「養殖場等登録用・都道府県符号」を活用し、上2桁は都道府県符号、3桁目以降に施設の番号を001から付し、末尾にAQを付した番号とすること。生産漁船については漁船法(昭和25年法律第178号)に基づく登録番号とすること。

ク 報告

都道府県知事は、申請のあった養殖場等、生産漁船について登録した場合は、別紙様式15により水産庁長官及び農林水産省消費・安全局長に報告すること。

ケ 標準処理期間

養殖場等及び生産漁船の登録に係る申請があった場合、都道府県知事は、要件を満たしている旨通知するまでの手続について、30日以内に実施するよう努めるものとする。なお、当該期間には、申請を補正するために要する期間、申請者が当該申請の内容を変更するために要する期間、申請者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間及び申請者の都合により稼働状況を確認するための現地調査が実施できない期間は含まないものとする。

コ その他

水産庁漁政部加工流通課は、生産漁船を所管する又は入港先の都道府県水産部局と協議した上で、必要と認める場合、水産庁職員を派遣し、都道府県が実施する現地調査について指導、協力及び支援を行うことができる。

また、水産庁長官又は農林水産省消費・安全局長は、当該登録に問題があると判断した場合は、都道府県知事に対し、その旨を文書により通知し、都道府県知事はこれを踏まえ必要な措置をとること。

(4) (略)

ア・イ (略)

ウ 水産庁及び農林水産省への報告

都道府県知事は、アに基づき養殖場等及び生産漁船の変更登録をした場合は、別紙様式20により、水産庁長官及び農林水産省消費・安全局長に速やかに報告すること。

ク 登録

都道府県知事は、書類審査及び現地調査の結果、申請のあった養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船が3.(2)及び(3)の登録要件を満たしていると認めた場合は、養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船を登録施設として、別紙様式14により登録番号を付して登録すること。なお、登録番号は、養殖場等については養殖場等ごとに漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく免許番号とし、免許番号による登録番号を付すことができない場合には、施設ごとに別添16「養殖場等登録用・都道府県符号」を活用し、上2桁は都道府県符号、3桁目以降に施設の番号を001から付し、末尾にAQを付した番号とすること。EU向け冷凍船及び生産漁船については漁船法(昭和25年法律第178号)に基づく登録番号とすること。

ケ 報告

都道府県知事は、申請のあった養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船について登録した場合は、別紙様式15により水産庁長官及び農林水産省消費・安全局長に報告すること。

コ 標準処理期間

養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船の登録に係る申請があった場合、都道府県知事は、要件を満たしている旨通知するまでの手続について、30日以内に実施するよう努めるものとする。なお、当該期間には、申請を補正するために要する期間、申請者が当該申請の内容を変更するために要する期間、申請者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間及び申請者の都合により稼働状況を確認するための現地調査が実施できない期間は含まないものとする。

サ その他

水産庁漁政部加工流通課は、EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する又は入港先の都道府県水産部局と協議した上で、必要と認める場合、水産庁職員を派遣し、都道府県が実施する現地調査について指導、協力及び支援を行うことができる。

また、水産庁長官又は農林水産省消費・安全局長は、当該登録に問題があると判断した場合は、都道府県知事に対し、その旨を文書により通知し、都道府県知事はこれを踏まえ必要な措置をとること。

(4) (略)

ア・イ (略)

ウ 水産庁及び農林水産省への報告

都道府県知事は、アに基づき養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船の変更登録をした場合は、別紙様式20により、水産庁長官及び農林水産省消費・安全局長に速やかに報告すること。

エ (略)

(5) 登録取消しの手続

ア 登録の取消しの申出

食品事業者は、EUへの輸出を取りやめる場合若しくは製造者の死亡若しくは解散等の事由により登録の必要が無くなった場合は、ただちに都道府県知事等あて別紙様式 21 により登録の取消しを申し出ること。製造者の死亡の場合は代理人が行うこと。

イ・ウ (略)

9. 登録後の事務

(1) 産地市場及び消費地市場

ア (略)

イ 監視結果等の報告

都道府県等衛生部局の長は、指名食品衛生監視員の監視結果について別紙様式 24 により、年に 1 回、地方厚生局食品衛生課長あて別添 3 のチェックリストの写し、別紙様式 32 及び 33 の写し並びに指摘事項及び改善状況の一覧をもって報告すること。

ウ 監視結果を踏まえた登録の取消し等

都道府県知事等は、監視の結果、3. (2) 及び (3) の登録要件が満たされていないと判断した場合は、当該施設に対して、その旨を別紙様式 32 により通知し、別紙様式 33 による改善指導(別紙様式 33 により、対応状況を管理すること。)又は登録の取消しの措置をとるとともに、速やかに地方厚生局長に報告すること。地方厚生局長は、これを速やかに厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官に報告すること。

エ～カ (略)

(2) 養殖場等及び生産漁船

ア 都道府県水産部局による施設等の監視等

都道府県知事は、登録した養殖場等又は生産漁船に、別添 1 の第 8 の基準に基づき原則として年に 1 回以上、都道府県水産部局の担当職員を派遣し、監視を行うこと。その際、養殖場等については別添 5、生産漁船については別添 6 のチェックリストにより、3. (2) 及び (3) の登録要件が満たされていることの確認を行うこと。なお、監視が拒否された場合には、都道府県知事は速やかに養殖場等又は生産漁船の登録を取り消すとともに、速やかに水産庁長官及び農林水産省消費・安全局長に報告をすること。

イ 生産漁船が他県へ帰港する場合の監視等

食品事業者は、生産漁船の登録を行った都道府県(以下「登録都道府県」という。)において生産漁船の監視を受けることを原則とするが、

エ (略)

(5) 登録取消しの手続

ア 登録の取消しの申出

食品事業者は、EUへの輸出を取りやめる場合若しくは食品製造者の死亡若しくは解散等の事由により登録の必要が無くなった場合は、ただちに都道府県知事等あて別紙様式 21 により登録の取消しを申し出ること。製造者の死亡の場合は代理人が行うこと。

イ・ウ (略)

9. 登録後の事務

(1) 産地市場及び消費地市場

ア (略)

イ 監視結果等の報告

都道府県等衛生部局の長は、指名食品衛生監視員の監視結果について別紙様式 24 により、年に 1 回、地方厚生局食品衛生課長あてチェックリストの写し並びに指摘事項及び改善状況の一覧をもって報告すること。

ウ 監視結果を踏まえた登録の取消等

都道府県知事等は、監視の結果、3. (2) 及び (3) の登録要件が満たされていないと判断した場合は、当該施設に対して、文書により、改善指導又は登録の取消の措置をとるとともに、速やかに地方厚生局長に報告すること。地方厚生局長は、これを速やかに厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官に報告すること。

エ～カ (略)

(2) 養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船

ア 都道府県水産部局による施設等の監視等

都道府県知事は、登録した養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船に、別添 1 の第 8 の基準に基づき原則として年に 1 回以上、都道府県水産部局の担当職員を派遣し、監視を行うこと。その際、別添 5 又は別添 6 のチェックリストにより、3. (2) 及び (3) の登録要件が満たされていることの確認を行うこと。なお、監視が拒否された場合には、都道府県知事は速やかに養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船の登録を取り消すとともに、速やかに水産庁長官及び農林水産省消費・安全局長に報告をすること。

イ EU向け冷凍船及び生産漁船が他県へ帰港する場合の監視等

食品事業者は、EU向け冷凍船又は生産漁船の登録を行った都道府県(以下「登録都道府県」という。)においてEU向け冷凍船又は生産漁

登録都道府県に帰港できない等のやむを得ない理由がある場合には、登録都道府県と協議の上、入港先の都道府県において監視を受けることができる。

入港先の都道府県において監視を受ける場合は、登録都道府県から入港先の都道府県又は水産庁漁政部加工流通課に対して別紙様式 25 により監視依頼を行う。監視依頼を受けた入港先の都道府県水産部局又は水産庁漁政部加工流通課は監視を行った後、その結果を別紙様式 26 により登録都道府県水産部局に報告すること。

ウ 外国での監視

食品事業者は、登録都道府県において生産漁船の監視を受けることを原則とするが、1年以上日本に帰港しない等のやむを得ない理由で、外国での監視を希望する場合は、理由書を添付の上、登録都道府県に提出すること。登録都道府県は、その理由が妥当と認める場合には、水産庁漁政部加工流通課に外国監視を要請することができる。登録都道府県からの要請に対し、水産庁漁政部加工流通課は、下記エ又はオにより外国監視を行うことができる。

エ～カ (略)

キ 登録の取消し等

登録都道府県知事は、監視の結果、登録した養殖場等及び生産漁船が 3.(2)及び(3)の登録要件を満たしていないと判断した場合は、当該施設に対して、文書により、改善指導又は登録の取消しの措置をとるとともに、速やかに水産庁長官及び農林水産省消費・安全局長に報告すること。

ク 一年以上日本に帰港しないなどのやむを得ない事情がある生産漁船の帰港予定日の報告

一年以上日本に帰港しないなどのやむを得ない事情がある生産漁船を管理する食品事業者は、登録を受けた生産漁船が帰港する予定日の情報について、登録都道府県に対して別紙様式 27 により報告すること。また、都道府県は水産庁漁政部加工流通課に対して報告内容について報告すること。なお、当該生産漁船を管理する食品事業者が帰港予定日について虚偽の連絡を行った場合は、登録都道府県は登録を取り消すこと。

ケ 一年以上日本に帰港しないなどのやむを得ない事情がある生産漁船の運航計画の報告

一年以上日本に帰港しないなどのやむを得ない事情がある生産漁船を管理する食品事業者は、登録を受けた生産漁船の運航計画について、登録都道府県に対して別紙様式 28 により毎年 4 月の第 1 週までに報告すること。また、都道府県は水産庁漁政部加工流通課に対して報告内容につ

船の監視を受けることを原則とするが、登録都道府県に帰港できない等のやむを得ない事由の場合には、登録都道府県と協議の上、入港先の都道府県において監視を受けることができる。

入港先の都道府県において監視を受ける場合は、登録都道府県から入港先の都道府県又は水産庁漁政部加工流通課に対して別紙様式 25 により監視依頼を行う。監視依頼を受けた入港先の都道府県水産部局又は水産庁漁政部加工流通課は監視を行った後、その結果を別紙様式 26 により登録都道府県水産部局に報告すること。

ウ 外国での監視

食品事業者は、登録都道府県においてEU向け冷凍船又は生産漁船の監視を受けることを原則とするが、1年以上日本に帰港しない等のやむを得ない理由で、外国での監視(以下「外国監視」という。)を希望する場合は、理由書を添付の上、登録都道府県に提出すること。登録都道府県は、その理由が妥当と認める場合には、水産庁漁政部加工流通課に外国監視を要請することができる。登録都道府県からの要請に対し、水産庁漁政部加工流通課は、下記エ又はオにより外国監視を行うことができる。

エ～カ (略)

キ 登録の取消し等

登録都道府県知事は、監視の結果、登録した養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船が 3.(2)及び(3)の登録要件を満たしていないと判断した場合は、当該施設に対して、文書により、改善指導又は登録の取消しの措置をとるとともに、速やかに水産庁長官及び農林水産省消費・安全局長に報告すること。

ク 食品業者によるEU向け冷凍船及び生産漁船の帰港予定日の報告

EU向け冷凍船又は生産漁船を管理する食品事業者は、登録を受けたEU向け冷凍船又は生産漁船が帰港する予定日の情報について、登録都道府県に対して別紙様式 27 により報告すること。また、都道府県は水産庁漁政部加工流通課に対して報告内容について報告すること。なお、当該EU向け冷凍船又は生産漁船を管理する食品事業者が帰港予定日について虚偽の連絡を行った場合は、登録都道府県は登録を取消すこと。

ケ EU向け冷凍船の運航計画の報告

EU向け冷凍船を管理する食品事業者は、登録を受けたEU向け冷凍船の運航計画について、登録都道府県に対して別紙様式 28 により毎年 4 月の第 1 週までに報告すること。また、都道府県は水産庁漁政部加工流通課に対して報告内容について報告すること。

いて報告すること。

コ 水産庁漁政部加工流通課の現地査察

水産庁漁政部加工流通課長は、必要と認める場合、担当官を登録を受けた養殖場等及び生産漁船に派遣し、3. (2) 及び (3) の要件を満たしていることを確認することができる。

サ 査察結果を踏まえた登録の取消し等

水産庁漁政部加工流通課長は、担当官の査察の結果、3. (2) 及び (3) の要件を満たしていないと判断した場合は、都道府県知事に対し、その旨を文書により通知し、都道府県知事はこれを踏まえて改善指導、登録の取消し等必要な措置をとるものとする。

10. ・ 11. (略)

別添 1

施設の構造設備及び衛生管理等に関する基準

第 1 一次生産及びその関連作業における構造設備及び衛生管理等に関する基準

1. ・ 2. (略)

(削る。)

3. 養殖場等における魚病の衛生管理に関する基準
(略)

第 1 の 2 漁船の構造設備に関する基準

1. 漁船に関する一般基準

(1) 漁船は、船底の汚水（以下「ビルジ」という。）、汚水、煙、燃料、油、 그리스 及びその他好ましくない物質による製品の汚染が発生しない設計及び構造でなければならない。

(2) 水産物が接触する表面は、滑らかで洗浄しやすく、耐腐食性の適切な材質を用いること。また、表面のコーティングは堅牢で、毒性がないこと。

(3) 水産物の作業に使用される機器の材質は、耐腐食性で洗浄及び消毒が容易なものであること。

(4) 水産物に使用する水の取水口が漁船にある場合、取水口は水供給時の汚染を引き起こさないような位置にあること。

コ 水産庁漁政部加工流通課の現地査察

水産庁漁政部加工流通課長は、必要と認める場合、担当官を登録を受けた養殖場等、EU 向け冷凍船及び生産漁船に派遣し、3. (2) 及び (3) の要件を満たしていることを確認することができる。

サ 査察結果を踏まえた登録の取消等

水産庁漁政部加工流通課長は、担当官の査察の結果、3. (2) 及び (3) の要件を満たしていないと判断した場合は、都道府県知事等に対し、その旨を文書により通知し、都道府県知事等はこれを踏まえて改善指導、登録の取消等必要な措置をとるものとする。

10. ・ 11. (略)

別添 1

施設の構造設備及び衛生管理等に関する基準

第 1 一次生産及びその関連作業における構造設備及び衛生管理等に関する基準

1. ・ 2. (略)

3. ・ 4. (略)

5. 養殖場等における魚病の衛生管理に関する基準
(略)

(新設)

2. 水産物を24時間以上船内に保存する漁船の個別基準

- (1) 水産物を24時間以上保存できるよう設計された漁船は、第2の10.に定める温度で水産物を保管できる魚倉、タンク又は容器を備えなければならない。
- (2) 魚倉は、保管された水産物の汚染が防止できるよう機関室及び乗務員の居住区域から間仕切りで区画されていなければならない。水産物の保管に用いられる魚倉及び容器等は、衛生的な条件下で水産物の保存ができ、必要に応じて氷解水が製品と接触し続けることのない構造であること。
- (3) 冷却した清浄海水で水産物を冷却する装置を有している漁船は、タンク全体が均一の温度となるような装置を備えていなければならない。その装置は、魚介類と清浄海水の混合物が、魚介類を収容してから6時間後に3℃以下、さらに16時間後に0℃以下に達するような冷却速度であり、温度の監視及び必要に応じて温度の記録ができるものであること。

3. 冷凍船に関する個別基準

- (1) 中心温度を-18℃以下にまで急速に下げる十分な能力のある冷凍設備を有すること。
- (2) 魚倉の水産物を-18℃以下に保持できる十分な能力のある冷凍設備を有すること。魚倉には、読みやすい位置に温度記録計が設けられること。温度計の温度感知器は、魚倉内で温度が最も高い場所に設置されること。
- (3) 上記2. (2) の要件を満たすこと。

4. 加工船に関する個別基準

- (1) 加工船は、少なくとも以下を満たさなければならない。
 - ア 漁獲物受入区域は、
 - (ア) 連続的に漁獲操業を行う船にあつては、各操業ごとの漁獲物の区分けが可能であること。
 - (イ) 受入区域及びその設備は清掃が容易な構造であること。
 - (ウ) 日光、塵埃等の影響及び汚染を受けない構造であること。
 - イ 受入区域から作業区域への搬入設備は、衛生的であること。
 - ウ 処理・加工・製造区域は、
 - (ア) 衛生的な処理・加工・製造が可能な十分な広さを有すること。
 - (イ) 清掃が容易な構造であること。
 - (ウ) 水産物（処理・加工・製造工程のものを含む。以下同じ。）が汚染を受けないような構造であること。

エ 水産物保管区域は、

(ア) 規模に応じた十分な広さを有し、清掃が容易な構造であること。

(イ) 船上において廃棄物処理を行う場合にあっては、廃棄物等の保管場所とは隔壁により区分されていること。

オ 包装資材の保管場所は、処理・加工・製造区域とは隔壁により区画されていること。

カ 廃棄物及び食用に供さない漁獲物等は専用の耐水性材料で作られた設備に保管すること。

キ 取水口は、水供給時に汚染されないような位置にあること。

ク 水産物を取り扱う従業員が使用する手洗設備を有すること。手洗設備は自動式又は足踏式蛇口を有する等、汚染の拡大を防止するよう設計されたものであること。

(2) 船上で甲殻類及び軟体動物の調理・冷却・包装を行う加工船は、その他の魚介類の取扱いが船上で行われなければ、(1)の要件を満たす必要はない。

(3) 加工船のうち水産物を冷凍する船にあっては、3.(1)及び(2)の要件を満たす設備を有すること。

5. 漁船の衛生管理に関する基準

(1) 水産物の保管用に区画された場所や保管容器は、清潔に保たれ、補修や維持管理が適切であるとともに、特に、漁船の燃料やビルジによって汚染されないよう配慮すること。

(2) 水産物が船上に揚げられた場合、直ちに汚染を防止するとともに、日光等の熱による影響を避けること。

(3) 水産物の洗浄に使用する水は、飲用適の水又は清浄水を使用すること。

(4) 水産物は魚体に傷が付かないよう適切に取り扱うとともに保管しなければならない。取扱者は、製品の肉を傷付けない限り大型魚類又は怪我の危険性のある魚類を移動させる目的でスパイク付き器具を使用することができる。

(5) 活のまま保管する場合を除き、水産物は漁獲後、迅速に冷却すること。ただし、冷却が困難な漁船の場合にあっては、速やかに陸揚げすること。

(6) 水産物を冷却するために使用する氷は、飲用適の水又は清浄水から製造されたものであること。

(7) 船上で魚類の頭や内臓を除去する場合、その作業は漁獲後、迅速かつ衛生的に行うこと。除去後、速やかに飲用適の水又は清浄水で十分に水産物を洗浄すること。

また、公衆衛生上問題が生じるおそれのある内臓及びその他の部位は、速やかに除去し、食用に供される製品とは隔離して保管すること。

なお、食用に供される肝臓及び魚卵は、氷温付近の温度になるよう氷漬けにして保存又は冷凍すること。

(8) 缶詰製造用の丸のままの原料魚類を塩水中で冷凍する場合、-9℃以下に保持すること。また、塩水によって魚類が汚染されないよう配慮すること。

第2 食品事業者（第1で規定されている一次生産及びその関連作業を除く。）における構造設備及び衛生管理等に関する基準

1. 食品施設に関する一般基準

(1) (略)

(2) (略)

ア 適切な維持管理、洗浄及び消毒を行うとともに、空気を経由した汚染を防ぐ又は最小限にすること。また、全ての作業を衛生的に行うための適切な広さを有すること。

イ～エ (略)

(3)～(10) (略)

(11) 施設で使用する洗浄剤及び消毒剤等は、消毒剤等管理リストで管理するとともに、それぞれに定められた使用基準に基づき、適正に使用すること。

2. (略)

3. 運搬に関する基準

(1) (略)

(2) ア (略)

イ 冷凍の水産物が冷凍倉庫から認定施設（冷凍船を除く。）まで輸送され、到着直後に処理・加工の目的で解凍される場合で、その輸送が短時間で、かつ都道府県知事等が許可する限り、製造者は、ア（イ）の要件を満たす必要はない。

ウ～エ (略)

4. ～7. (略)

8. 食品の取扱いに関する基準

(1) (略)

(2) 輸入水産食品を使用して製造を行う場合、輸入水産食品に添付された

第2 食品事業者（第1で規定されている一次生産及びその関連作業を除く。）における構造設備及び衛生管理等に関する基準

1. 食品施設に関する一般基準

(1) (略)

(2) (略)

ア 適切な維持管理、洗浄及び消毒を行うとともに、汚染区域と清潔区域を壁等を用いて分け、空気を経由した汚染を防ぐこと。また、全ての作業を衛生的に行うための適切な広さを有すること。

イ～エ (略)

(3)～(10) (略)

(11) 洗浄剤及び消毒剤等は、別添10に掲げられているもののみを機器及び水産物に悪影響を与えないように使用すること。

2. (略)

3. 運搬に関する基準

(1) (略)

(2) ア (略)

イ 冷凍の水産物が冷凍倉庫から認定施設まで輸送され、到着直後に処理・加工の目的で解凍される場合で、その輸送が短時間で、かつ都道府県知事等が許可する限り、製造者は、ア（イ）の要件を満たす必要はない。

ウ～エ (略)

4. ～7. (略)

8. 食品の取扱いに関する基準

(1) (略)

(新設)

<p><u>証明書類（例 外国政府機関発行の衛生証明書）により、当該水産食品がEUの衛生要件を満たしていることを確認しなければならない。</u></p> <p>(3) ~ (9) (略)</p> <p>9. ~12. (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 水産物を取り扱う施設（漁船を含む。）に関する個別基準 食品事業者は、水産物を取り扱う施設において以下の要件を遵守しなければならない。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 冷凍水産物に関する基準 水産物を冷凍する陸上の施設は、<u>第1の2の3. (1) 及び (2)</u> に定めた要件を満たさなければならない。</p> <p>3. ~ 5. (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 水産物の衛生基準</p> <p>1. ~ 4. (略)</p> <p>5. 鉛、カドミウム及び水銀 (1) 認定施設において取り扱われる各々の魚介類について、種類毎、漁獲地域毎に漁獲期間を勘案のうえ、検査を実施すること。 (2)・(3) (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 施設における使用水の検査 (1) (略) (2) 海水を使用する場合にあっては、大腸菌及び腸球菌について、年1回以上検査を行うこと。<u>(清浄海水を使用する冷凍船を除く。)</u></p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 都道府県知事等による監視等の基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 水産食品等の検査</p>	<p>(2) ~ (8) (略)</p> <p>9. ~12. (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 水産物を取り扱う施設（漁船を含む。）に関する個別基準 食品事業者は、水産物を取り扱う施設において以下の要件を遵守しなければならない。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 冷凍水産物に関する基準 水産物を冷凍する陸上の施設は、<u>第1の3. (3) ア及びイ</u>に定めた要件を満たさなければならない。</p> <p>3. ~ 5. (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 水産物の衛生基準</p> <p>1. ~ 4. (略)</p> <p>5. 鉛、カドミウム及び水銀 (1) 認定施設において取り扱われる各々の魚介類について、種類毎、漁獲地域毎に漁獲期間を勘案のうえ、<u>年1回以上検査</u>を実施すること。 (2)・(3) (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 施設における使用水の検査 (1) (略) (2) 海水を使用する場合にあっては、大腸菌及び腸球菌について、年1回以上検査を行うこと。</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 都道府県知事等による監視等の基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 水産食品等の検査</p>
--	---

(1) 認定施設（冷凍船を除く。以下2.（2）及び3.において同じ。）について、指名食品衛生監視員は、年1回以上、第6の2.、3.、5.、6.及び7.の検査のための検体採取及び梱包を行い、製造者に対して、都道府県、保健所設置市、特別区の試験検査機関又は食品衛生法に定める登録検査機関（ただし、使用水の検査については、水道法に定める登録検査機関）にて検査を行うよう指示をすること。検体の採取及び梱包の際には、指名食品衛生監視員は、別紙様式29の検体送付票の検査員の記入欄に必要事項を記入し、2重にした合成樹脂製袋の間に入れて、封を閉じ、別紙様式30の封印シールを用いて封印し、凍結状態（ただし第6.の7.の検体のみ冷蔵状態）とし、検体の品質保持のため、断熱材を備えた厚手の段ボール箱を用い、十分な量の冷媒とともに検体を梱包すること。ただし、梱包については、製造者が指名食品衛生監視員の監督下で行うことも可とするが、封印は指名食品衛生監視員が行うこと。なお、第6の2.、3.、5.、6.の検査については、3年以上の検査実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には、3年間に1回以上とすることができる。

(2) 冷凍船について、冷凍船監視員は、年1回以上、第6の2.、3.、及び5.の検査のための検体採取及び梱包を行い、食品事業者に対して、食品衛生法に定める登録検査機関にて検査を行うよう指示をすること。検体の採取及び梱包の際には、冷凍船監視員は、別紙様式29-2の検体送付票の検査員の記入欄に必要事項を記入し、2重にした合成樹脂製袋の間に入れて、封を閉じ、別紙様式30-2の封印シールを用いて封印し、凍結状態とし、検体の品質保持のため、断熱材を備えた厚手の段ボール箱を用い、十分な量の冷媒とともに検体を梱包すること。ただし、梱包については、食品事業者が冷凍船監視員の監督下で行うことも可とするが、封印は冷凍船監視員が行うこと。検体の採取、梱包及び封印については、冷凍船監視員の監督指示の下、水産庁が指名した者が行っても構わない。

冷凍船が1年以上日本に帰港しない等やむを得ない理由で日本での検査を受けられない場合、転載物等として日本に送られた漁獲物による検査で代用することができる。また、漁獲物を受け入れている認定施設において、同等の検査が行われている場合、その検査結果をもって代用することができる。なお、第6の2.、3.、5.の検査については、3年以上の検査実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には、3年間に1回以上とすることができる。この場合、5.の検査は漁獲海域や漁獲時期等を勘案し、水産庁が年間計画を策定する。

(3) 指名食品衛生監視員及び冷凍船監視員は、記録等客観的に判断できる資料をもとに、製造者が行った第6の検査及び管理が適切に行われてい

(1) 指名食品衛生監視員は、年1回以上、第6の2.、3.、5.、6.及び7.の検査のための検体採取及び梱包を行い、製造者に対して、都道府県、保健所設置市、特別区の試験検査機関又は食品衛生法に定める登録検査機関（ただし、使用水の検査については、水道法に定める登録検査機関）にて検査を行うよう指示をすること。検体の採取及び梱包の際には、指名食品衛生監視員は、別紙様式29の検体送付票の検査員の記入欄に必要事項を記入し、2重にした合成樹脂製袋の間に入れて、封を閉じ、別紙様式30の封印シールを用いて封印し、凍結状態（ただし第6.7.の検体のみ冷蔵状態）とし、検体の品質保持のため、断熱材を備えた厚手の段ボール箱を用い、十分な量の冷媒とともに検体を梱包すること。ただし、梱包については、製造者が指名食品衛生監視員の監督下で行うことも可とするが、封印は指名食品衛生監視員が行うこと。

(新設)

(2) 指名食品衛生監視員は、記録等客観的に判断できる資料をもとに、製造者が行った第6の検査及び管理が適切に行われていることを確認するこ

ることを確認すること。

3. その他

監視等の結果、水産食品が以下のいずれかに該当する場合には、認定施設、産地市場及び消費地市場を管轄する都道府県等は、遅滞なく厚生労働省に報告するとともに当該検体と同一ロットの水産物がEUに輸出されないような措置を講ずること。冷凍船を管轄する都道府県にあっては、水産庁に報告するとともに当該検体と同一ロットの水産物がEUに輸出されないような措置を講ずること。

(1)～(4) (略)

第9 HACCPの実施

1. HACCPは、次の原則に従って実施すること。

(1) 製造者は、水産食品の製造のあらゆる段階で本要領の規定が順守されるよう「自主衛生管理」を次の事項に従って実施すること。

ア～ウ (略)

エ 消去できない方法で記載された手書きの記録又は自動記録機による記録を少なくとも2年間保管し、指名食品衛生監視員又は冷凍船監視員から提示を求められた場合はただちに提示すること。

(2) 製造者の実施する検査において衛生上の危害又はその疑いが判明した場合は、指名食品衛生監視員又は冷凍船監視員の指示を受けて適切に対応すること。

2. 1. (1)に規定する「自主衛生管理」とは、水産物が基準を満足するものであることを保証し、実証することを目的とする全ての対策のことをいう。

(1) これらの対策はその工場又は冷凍船の社内規範に準拠したものでなくてはならず、それぞれの製造部門に対する責任者又は責任者の監督のもとに開発され、実施されるものでなくてはならないこと。

(2) (略)

3. ～6. (略)

第10 HACCPの具体的実施基準

1. (略)

2. 重要管理点の確定

重要管理点の確定に当たっては、次の作業を順番に従って進めること。

と。

3. その他

監視等の結果、水産食品が以下のいずれかに該当する場合には、遅滞なく厚生労働省に報告するとともに当該検体と同一ロットの水産物がEUに輸出されないような措置を講ずること。

(1)～(4) (略)

第9 HACCPの実施

1. HACCPは、次の原則に従って実施すること。

(1) 製造者は、水産食品の製造のあらゆる段階で本要領の規定が順守されるよう「自主衛生管理」を次の事項に従って実施すること。

ア～ウ (略)

エ 消去できない方法で記載された手書きの記録又は自動記録機による記録を少なくとも2年間保管し、指名食品衛生監視員から提示を求められた場合はただちに提示すること。

(2) 製造者の実施する検査において衛生上の危害又はその疑いが判明した場合は、指名食品衛生監視員の指示を受けて適切に対応すること。

2. 1. (1)に規定する「自主衛生管理」とは、水産物が基準を満足するものであることを保証し、実証することを目的とする全ての対策のことをいう。

(1) これらの対策はその製造工場の社内規範に準拠したものでなくてはならず、それぞれの製造部門に対する責任者又は責任者の監督のもとに開発され、実施されるものでなくてはならないこと。

(2) (略)

3. ～6. (略)

第10 HACCPの具体的実施基準

1. (略)

2. 重要管理点の確定

重要管理点の確定に当たっては、次の作業を順番に従って進めること。

(1) 専門家チームの編成

ア～イ (略)

ウ このチームは、次のスタッフで構成すること。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 工場及び冷凍船の施設及び設備に関する衛生並びに運転について、実際の知識を有する技術者

(エ) その他、微生物学、食品衛生学及び食品工学に関する専門的知識を有する技術者。なお、一人の担当者が上記のうちの複数の役割を兼ねることが可能である。また、工場又は冷凍船内に、関連する問題に対する経験がない場合にあつては、外部の機関（コンサルタント等）から助言を得なければならない。

3. ～4. (略)

5. 工程一覧表の作成（工程の記述）

工程中の全てのステップ（各ステップ又は各ステップ間の製品の滞留時間を含む。）を網羅し、原材料の受け入れから最終製品の市場への流通までの間を、前処理、加工、包装、保管及び流通のステップに分けて順番に検討し、十分な技術データに基づく詳細な一覧表を作成しなくてはならない。データの種類には、例えば次のようなものがある。

(1)～(10) (略)

6. (略)

7. 危害及び管理方法のリストの作成

確認できた工程一覧表に基づいて、専門家チームは次の作業を実施すること。

(1) 個々の製造・加工ステップ（原材料及び各種材料の受入れ及び保管並びに工程中の製品の滞留を含む。）において、合理的な根拠のもとに発生することが想定される全ての潜在的な生物学的、化学的又は物理学的危害のリストを作成すること。ここでいう危害とは、人の健康を害するおそれがあり、対EU輸出水産食品の取扱要領において食品衛生の対象とされている全てのものをいう。具体的には、次の場合のいずれかをいう。

ア 原材料、中間品又は最終製品に対する、許容できない生物学的（微生物、寄生虫）、化学的又は物理学的性質の汚染若しくはこれらの2次汚染

イ～ウ (略)

(2) (略)

(1) 専門家チームの編成

ア～イ (略)

ウ このチームは、次のスタッフで構成すること。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 工場の施設及び設備に関する衛生並びに運転について、実際の知識を有する技術者

(エ) その他、微生物学、食品衛生学及び食品工学に関する専門的知識を有する技術者。なお、一人の担当者が上記のうちの複数の役割を兼ねることが可能である。また、工場内に、関連する問題に対する経験がない場合にあつては、外部の機関（コンサルタント等）から助言を得なければならない。

3. ～4. (略)

5. 工程一覧表の作成（製造工程の記述）

工程中の全てのステップ（各ステップ又は各ステップ間の製品の滞留時間を含む。）を網羅し、原材料の受け入れから最終製品の市場への流通までの間を、前処理、加工、包装、保管及び流通のステップに分けて順番に検討し、十分な技術データに基づく詳細な一覧表を作成しなくてはならない。データの種類には、例えば次のようなものがある。

(1)～(10) (略)

6. (略)

7. 危害及び管理方法のリストの作成

確認できた工程一覧表に基づいて、専門家チームは次の作業を実施すること。

(1) 個々の製造加工ステップ（原材料及び各種材料の受入れ及び保管並びに工程中の製品の滞留を含む。）において、合理的な根拠のもとに発生することが想定される全ての潜在的な生物学的、化学的又は物理学的危害のリストを作成すること。ここでいう危害とは、人の健康を害するおそれがあり、対EU輸出水産食品の取扱要領において食品衛生の対象とされている全てのものをいう。具体的には、次の場合のいずれかをいう。

ア 原材料、中間品又は最終製品に対する、許容できない生物学的（微生物、寄生虫）、化学的又は物理学的性質の汚染若しくはこれらの2次汚染

イ～ウ (略)

(2) (略)

8. ～10. (略)

11. 自主衛生管理制度の検証

自主衛生管理制度が効果的に機能していることを保証するためには、自主衛生管理制度に対する検証 (verification) を行うことが必要である。そのために、専門家チームがその方法を定めておかななくてはならないこと。

(1) ～ (3) (略)

(4) 自主衛生管理制度を変更しなければならない事例としては、次のようなものが考えられる。

ア 原材料及び製品の変更、加工条件 (工場の配置 (冷凍船にあっては、水産物取扱区画の配置) 及び周辺環境、加工設備、洗浄及び殺菌の方法等) の変更

イ～エ (略)

(5) (略)

別添 2 (略)

1. ～ 3. (略)

4. 研修内容

日程	研修内容
(略)	(略)
第 2 日目	2. HACCP について (講義) (1) (略) (2) HACCP 適用のガイドラインについて (削る。) 1) HACCP 計画策定手続とは ①～⑤ (略) 2) HACCP の 7 原則 ①～⑦ (略) (3)～(4) (略)
(略)	(略)

8. ～10. (略)

11. 自主衛生管理制度の検証

自主衛生管理制度が効果的に機能していることを保証するためには、自主衛生管理制度に対する検証 (verification) を行うことが必要である。そのために、専門家チームがその方法を定めておかななくてはならないこと。

(1) ～ (3) (略)

(4) 自主衛生管理制度を変更しなければならない事例としては、次のようなものが考えられる。

ア 原材料及び製品の変更、加工条件 (工場の配置及び周辺環境、加工設備、洗浄及び殺菌の方法等) の変更

イ～エ (略)

(5) (略)

別添 2 (略)

1. ～ 3. (略)

4. 研修内容

日程	研修内容
(略)	(略)
第 2 日目	2. HACCP について (講義) (1) (略) (2) HACCP 適用のガイドラインについて 1) HACCP の 7 原則 2) HACCP 計画策定手続とは ①～⑤ (略) (新設) ⑥～⑫ (略) (3)～(4) (略)
(略)	(略)

別添 2 - 2

冷凍船監視員講習プログラム

1. 目的

この研修は、対 EU 輸出水産食品の監視等に従事する冷凍船監視員に対し、必要な知識等を修得させることを目的とするものである。

2. 研修期間 (1.5 日以上)

3. 研修構成

- 1. EU 規則に基づく水産食品の衛生管理について (講義)
- 2. HACCP について (講義)
- 3. HACCP 計画の策定 (実地研修)

4. 研修内容

<u>日程</u>	<u>研修内容</u>
第 1 日目	<u>1. EU 規則に基づく水産食品の衛生管理について (講義)</u>
	<u>(1) 構造設備基準</u>
	<u>(2) 衛生管理基準</u>
	<u>(3) 自主検査体制</u>
	<u>(4) 水質基準</u>
	<u>(5) 規格基準等</u>
	<u>(6) その他</u>
	<u>2. HACCP について (講義)</u>
	<u>(1) HACCP の目的</u>
	<u>(2) HACCP 適用のガイドラインについて</u>
<u>1) HACCP 計画策定手続とは</u>	
<u>① HACCP チームの編成</u>	
<u>② 製品の特性等の記載</u>	
<u>③ 意図される使用方法の確認</u>	
<u>④ フローダイヤグラム及び施設内見取図の作成</u>	
<u>⑤ フローダイヤグラム及び施設内見取図の現場確認</u>	
<u>2) HACCP の 7 原則</u>	
<u>① 危害 (HA) の分析 (原則 1)</u>	
<u>② 重要管理点 (CCP) の決定 (原則 2)</u>	
<u>③ 管理基準 (Critical Limit) の設定 (原則 3)</u>	

(新設)

	<u>④モニタリング方法の策定</u> (原則4) <u>⑤逸脱が認められた際の改善措置の設定</u> (原則5) <u>⑥検証方法の設定</u> (原則6) <u>⑦記録保存及び文書保管方法の設定</u> (原則7) (3)HACCP 計画策定の演習 (4)HACCP 適用のための行政機関の役割について 1)策定された HACCP 計画の確認方法 2)査察について 3)その他
第2日目	3. HACCP 計画の策定 (実地研修)

別添3 チェックリスト (陸上で処理、加工等を行う施設の一般基準等)

1 構造設備基準

項目	事項	小事項	結果	評価	備考
一般基準	(略)	(略)			
		(略)			
	洗浄剤、消毒剤等の薬剤	<u>施設で使用する洗浄剤及び消毒剤等は、消毒剤等管理リストで管理するとともに、それぞれ定められた使用基準に基づき、適正に使用されているか。</u>			

別添3 チェックリスト (陸上で処理、加工等を行う施設の一般基準等)

1 構造設備基準

項目	事項	小事項	結果	評価	備考
一般基準	(略)	(略)			
		(略)			
	洗浄剤、消毒剤等の薬剤	<u>種類、成分、商品名(別添10に掲げられているものか)。</u>			

(略)	(略)	(略)			
-----	-----	-----	--	--	--

(略)	(略)	(略)			
-----	-----	-----	--	--	--

2～3 (略)
4 衛生管理項目

項目	事項	小事項	結果	評価	備考
(略)	(略)	(略)			
食品の取扱基準	原材料	(略)			
		(略)			
		輸入水産食品を使用して製造を行う場合、輸入水産食品に添付された証明書類(例 外国政府機関発行の衛生証明書)により、当該水産食品がEUの衛生要件を満たしていることを確認しているか。			

2～3 (略)
4 衛生管理項目

項目	事項	小事項	結果	評価	備考
(略)	(略)	(略)			
食品の取扱基準	原材料	(略)			
		(略)			
		(新設)			

	(略)	(略)			
--	-----	-----	--	--	--

- 5 (略)
 6 個別食品に関する基準
 (略)

注) 評価の欄には、適格 (A)、条件付適格 (M)、又は不適格 (R) を記載すること。

別添3-2 冷凍船についてのチェックリスト

実施年月日
 実施者

チェック項目	評価	チェックポイント
<p>●漁船に関する基礎情報</p> <p>船名・登録番号(又は認定番号) ()</p> <p>漁法 ()</p> <p>トン数 ()</p> <p>●期間限定及び漁業種類限定認定の有無</p> <p>期間又は漁業種類を限定して、漁船を認定する場合、次の「期間限定認定」又は「漁業種類限定認定」の項目をチェックした上でそれぞれ必要事項を記入すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 期間限定認定(認定対象期間:)</p>		

	(略)	(略)			
--	-----	-----	--	--	--

- 5 (略)
 6 個別食品に関する基準
 (略)

注) 評価の欄には、適格 (A)、条件付適格 (M)、又は不適格 (R) を記載すること。

(新設)

<p><u>□漁業種類限定認定(認定対象漁業種類: _____)</u></p> <p>●乗組員について</p> <p>1 <u>EUの衛生管理基準が乗組員に周知され実施されていること。</u></p> <p>●漁船の構造設備に関する基準</p> <p>2 <u>ビルジ、汚水、煙、燃料、油、グリス、その他好ましくない物質による製品の汚染が発生しない設計及び構造であること。</u></p> <p>3 <u>水産物取扱区画は作業に必要な十分な広さが確保できていること。また、居住区画や廃棄物保管区画、有害物質保管区画と区分されていること。</u></p> <p>4 <u>水産物取扱区画は施設が容易に清潔にできる構造であること。</u></p> <p>5 <u>水産物が接触する表面は、滑らかで洗浄しやすく、耐腐食性の適切な材質であること(木製は不可。)。また、表面のコーティングは堅牢で、毒性がないこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>デッキ</u> • <u>凍結室</u> • <u>魚倉</u> • <u>その他水産物が触れるもの</u> 	<p><u>対EU輸出水産食品の取扱要領の船内保持乗組員の衛生管理記録</u></p> <p><u>水産物取扱区画(作業甲板、凍結室及び魚倉等)</u></p> <p><u>水産物取扱区画(作業甲板、凍結室及び魚倉等)</u></p> <p><u>水産物取扱区画(作業甲板、凍結室及び魚倉等)</u></p> <p><u>材質名(コーティング物質名):</u></p> <p><u>材質名(コーティング物質名):</u></p> <p><u>材質名(コーティング物質名):</u></p> <p><u>材質名(コーティング物質名):</u></p>	
--	--	--

<p>12 <u>冷凍の水産物は、製品温度-18℃以下で保存しなければならない。ただし、缶詰製造用に丸のまま塩水中で冷凍する魚類は、-9℃以下で保存すればよい。</u></p>			
<p>13 <u>魚倉の水産物の中心温度を-18℃以下にまで急速に下げ、保持できる十分な能力のある冷凍設備を有すること。</u></p>	<p>冷却温度：</p>		
<p>14 <u>魚倉に、読みやすい位置に温度記録計が設けられること。温度計の温度感知器は、魚倉内で温度が最も高い場所に設置されていること。</u></p> <p>●<u>漁船の衛生管理(HACCPを含む)に関する基準</u></p>			
<p>15 <u>衛生管理のための各作業手順が定められ、水産物への汚染を引き起こさないことが確保できていること。</u></p>	<p>作業手順書、一般衛生管理記録</p>		
<p>16 <u>水産物の保管用に区画された場所や保管容器は、清潔に保たれ補修や維持管理が適切であるとともに、特に、漁船の燃料やビルジによって汚染されないよう配慮すること。</u></p>			
<p>17 <u>水産物の洗浄に使用する水は、飲用適の水又は清浄水を使用すること。</u></p>			
<p>18 <u>水産物を冷却するために使用する水は、飲用適の水又は清浄水から製造されたものであること。</u></p>	<p>使用水の種類：</p>		
<p>19 <u>食用としない内臓等の廃棄物の保管区域が、製品の保管区域と隔離されている</u></p>	<p>使用水の種類：</p>		

こと。		
20 <u>装置、容器等を含め、漁船が清潔に保たれていること。</u>		
21 <u>動物や害虫が汚染の原因とならないよう努められていること。</u>		
22 <u>有害物資は水産物の取扱場所から隔離された場所に適切に保管されていること。</u>		
23 <u>HACCPを用いた自主衛生管理が導入されて適切に実施されていること。</u>	HACCP関連書類	
24 <u>水産物は、魚種に応じて、求められる衛生基準を満たしたものであること。</u>	検査記録 公的サンプリング記録	
● <u>積卸し及び陸揚げに関する基準</u>		
25 <u>陸揚げ地は定まっており、清潔であること。</u>	陸揚げ地：	
26 <u>積卸し及び陸揚げに用いる機器で水産物に接触するものは、洗浄及び消毒が容易な材質を用い、補修等の維持管理が適切で清潔な状態に保たれていること。</u>		
27 <u>積卸し及び陸揚げの際の水産物の汚染を避けられていること。</u> <u>ア 積卸し及び陸揚げ作業は速やかに行われていること。</u> <u>イ 水産物は、遅滞なく別添1の第2の10.(1)及び(2)の温度に保たれた環境におかれていること。</u> <u>ウ 水産物の可食部分に不要な損傷</u>	材質名(コーティング物質名)：	

	<u>を与えるような機器の使用、取扱い等を避けられていること。</u>	
28	<u>陸揚げされた魚は、病変、変死等がないことを目視確認し、食用に適さないものは除去していること。</u>	

注) 評価の欄には、適格(A)、条件付適格(M)又は不適格(R)を記載すること。
 また、該当しない場合には「該当無し」と記入すること。
改善を要する事項については、改善措置が完了するまでの期限を記入すること。

別添 4 (略)

別添 4 の 2 (略)

別添 5 養殖場等の管理についてのチェックリスト

項目	事項	結果	評価	備考
(略)	(略)			
陸揚げ施設	(略)			
	※ 養殖場で出荷される魚類及び甲殻類である場合には、別添 1 の第 1 の 3. (4) に定める処理がなされているか。			

注) 評価の欄には、適格(A)、条件付き適格(M)、又は不適格(R)を記載すること。
 該当がない場合は該当無しとすること。
改善を要する事項については、改善措置が完了するまでの期限を記入すること。

別添 6 生産漁船についてのチェックリスト

実施年月日
実施者

チェック項目	評価	チェックポイント
● 漁船に関する基礎情報 (略) 船名・登録番号 ()		

注) 評価の欄には、適格(A)、条件付き適格(M)、又は不適格(R)を記載すること。
 該当がない場合は該当無しとすること。
改善を要する事項については、改善措置が完了するまでの期限を記入すること。

別添 4 (略)

別添 4 の 2 (略)

別添 5 養殖場等の管理についてのチェックリスト

項目	事項	結果	評価	備考
(略)	(略)			
陸揚げ施設	(略)			
	※ 養殖場で出荷される魚類及び甲殻類である場合には、別添 1 の第 1 の 5. (4) に定める処理がなされているか。			

注) 評価の欄には、適格(A)、条件付き適格(M)、又は不適格(R)を記載すること。
 該当がない場合は該当無しとすること

別添 6 EU 向け冷凍船及び生産漁船についてのチェックリスト

実施年月日
実施者

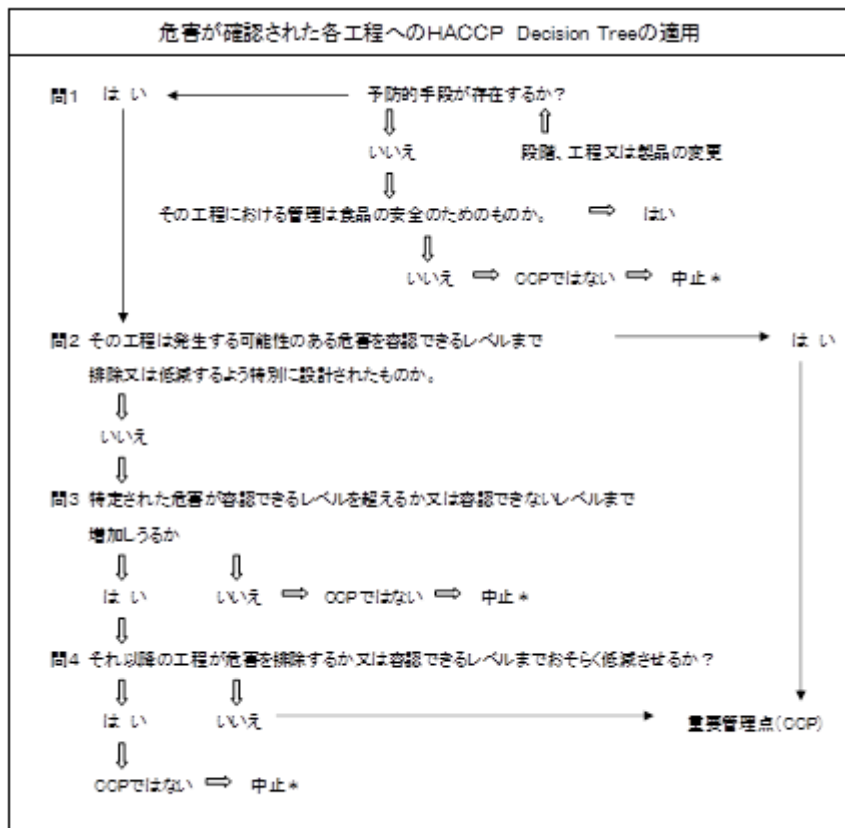
チェック項目	評価	チェックポイント
● 漁船に関する基礎情報 (略) 船名 ()		

<p>漁法 () トン数 ()</p> <p>●期間限定及び漁業種類限定登録の有無 期間又は漁業種類を限定して、生産漁船を登録する場合、次の「期間限定登録」又は「漁業種類限定登録」の項目をチェックした上でそれぞれ必要事項を記入すること。</p> <p>□期間限定登録(登録対象期間:) □漁業種類限定登録(登録対象漁業種類:)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 水産物を24時間以上船内に保存する漁船は、別添1の第2の10.に定める温度(生鮮の水産物、解凍した未加工の水産物、調理や冷蔵をした甲殻類や軟体動物の製品は、氷温付近の温度で保存しなければならない。活で保存される水産物は、食品の安全性又はその生存に悪影響を与えない温度及び方法で保存しなければならない。)で水産物を保管できる魚倉、タンク又は容器を備えていること。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>		<p>漁法 () トン数 ()</p> <p>●期間限定及び漁業種類限定登録の有無 期間又は漁業種類を限定して、<u>EU</u>向け冷凍船及び生産漁船を登録する場合、次の「期間限定登録」又は「漁業種類限定登録」の項目をチェックした上でそれぞれ必要事項を記入すること。</p> <p>□期間限定登録(登録対象期間:) □漁業種類限定登録(登録対象漁業種類:)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 水産物を24時間以上船内に保存する漁船は、別添1の第2の10.に定める温度(生鮮の水産物、解凍した未加工の水産物、調理や冷蔵をした甲殻類や軟体動物の製品は、氷温付近の温度で保存しなければならない。<u>冷凍の水産物は、製品温度-18℃以下で保存しなければならない。ただし、缶詰製造用に丸のまま塩水中で冷凍する魚類は、-9℃以下で保存すればよい。</u>活で保存される水産物は、食品の安全性又はその生存に悪影響を与えない温度及び方法で保存しなければならない。)で水産物を保管できる魚倉、タンク又は容器を備えていること。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>9～ (削除)</p> <p>11</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>
---	-----------------------	--	--	-----------------------

<p>9～ 15</p> <p>(略)</p> <p>●積卸し及び陸揚げに関する基準</p> <p>16</p> <p>陸揚げ地は定められており、清潔であること。</p> <p>17～ 19</p> <p>(略)</p>			<p>12～ 18</p> <p>(略)</p> <p>●陸揚げに関する基準</p> <p>19</p> <p>陸揚げ地は登録されており、清潔であること。</p> <p>20～ 22</p> <p>(略)</p>																						
<p>注) 評価の欄には、<u>適格 (A)</u>、<u>条件付適格 (M)</u> 又は <u>不適格 (R)</u> を記載すること。また、該当しない場合には「該当無し」と記入すること。 改善を要する事項については、改善措置が完了するまでの期限を記入すること。</p> <p>別添 7～9 (略)</p> <p>別添 10 削除</p>			<p>注) 評価の欄には、<u>適格 (A)</u>、又は <u>不適格 (R)</u> を記載すること。また、該当しない場合には「該当無し」と記入すること。</p> <p>別添 7～9 (略)</p> <p>別添 10</p> <p style="text-align: center;">使用可能な洗浄剤及び消毒剤等のリスト</p> <p style="text-align: center;"><u>The list of detergents and disinfectants permitted to use in Japanese food processing facilities</u></p> <p>I 洗浄剤</p> <table border="0"> <tr> <td>1 陰イオン界面活性剤</td> <td><u>anion surfatants</u></td> </tr> <tr> <td>2 水酸化ナトリウム希釈液</td> <td><u>sodium hydroxide</u></td> </tr> </table> <p>II 消毒剤</p> <table border="0"> <tr> <td>1 <u>パラクロロメタキシレノール</u></td> <td><u>p-chloro-m-xyleneol</u></td> </tr> <tr> <td>2 <u>イソプロピルメチルフェノール</u></td> <td><u>isopropyl-methylphenol</u></td> </tr> <tr> <td>3 <u>アルコール製剤</u></td> <td><u>ethanol</u></td> </tr> <tr> <td>4 <u>次亜塩素酸ナトリウム</u></td> <td><u>sodium hypochloride</u></td> </tr> <tr> <td>5 <u>ポリヘキサメチレンピグアニジン塩酸塩</u></td> <td><u>polyhexamethylene biguanidine hydrochloride</u></td> </tr> </table> <p>III 両方の用途</p> <table border="0"> <tr> <td>1 <u>塩化ベンザルコニウム</u></td> <td><u>benzalkonium chloride</u></td> </tr> <tr> <td>2 <u>アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩</u></td> <td><u>alkyldiaminoethyl glycine hydrochloride</u></td> </tr> <tr> <td>3 <u>ジアルキルジメチルアンモニウムクロライド</u></td> <td><u>dialkyldimethyl ammonium chloride</u></td> </tr> </table> <p>IV 上記以外の洗浄剤及び消毒剤等 <u>上記以外の洗浄剤及び消毒剤等を使用する場合には、当該品がEU域内においても同様の用途で使用が認められていることを書面にて確認をとった上で使用すること。</u> <u>また、この確認書面については、指名食品衛生監視員の求めに応じて提示すること。</u></p>			1 陰イオン界面活性剤	<u>anion surfatants</u>	2 水酸化ナトリウム希釈液	<u>sodium hydroxide</u>	1 <u>パラクロロメタキシレノール</u>	<u>p-chloro-m-xyleneol</u>	2 <u>イソプロピルメチルフェノール</u>	<u>isopropyl-methylphenol</u>	3 <u>アルコール製剤</u>	<u>ethanol</u>	4 <u>次亜塩素酸ナトリウム</u>	<u>sodium hypochloride</u>	5 <u>ポリヘキサメチレンピグアニジン塩酸塩</u>	<u>polyhexamethylene biguanidine hydrochloride</u>	1 <u>塩化ベンザルコニウム</u>	<u>benzalkonium chloride</u>	2 <u>アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩</u>	<u>alkyldiaminoethyl glycine hydrochloride</u>	3 <u>ジアルキルジメチルアンモニウムクロライド</u>	<u>dialkyldimethyl ammonium chloride</u>
1 陰イオン界面活性剤	<u>anion surfatants</u>																								
2 水酸化ナトリウム希釈液	<u>sodium hydroxide</u>																								
1 <u>パラクロロメタキシレノール</u>	<u>p-chloro-m-xyleneol</u>																								
2 <u>イソプロピルメチルフェノール</u>	<u>isopropyl-methylphenol</u>																								
3 <u>アルコール製剤</u>	<u>ethanol</u>																								
4 <u>次亜塩素酸ナトリウム</u>	<u>sodium hypochloride</u>																								
5 <u>ポリヘキサメチレンピグアニジン塩酸塩</u>	<u>polyhexamethylene biguanidine hydrochloride</u>																								
1 <u>塩化ベンザルコニウム</u>	<u>benzalkonium chloride</u>																								
2 <u>アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩</u>	<u>alkyldiaminoethyl glycine hydrochloride</u>																								
3 <u>ジアルキルジメチルアンモニウムクロライド</u>	<u>dialkyldimethyl ammonium chloride</u>																								

別添 1 1 ・ 1 2 (略)

別添 1 3 危害が確認された各行程へのH A C C P Decision Tree の適用



* 記載された工程における次の確認された危害にすむ

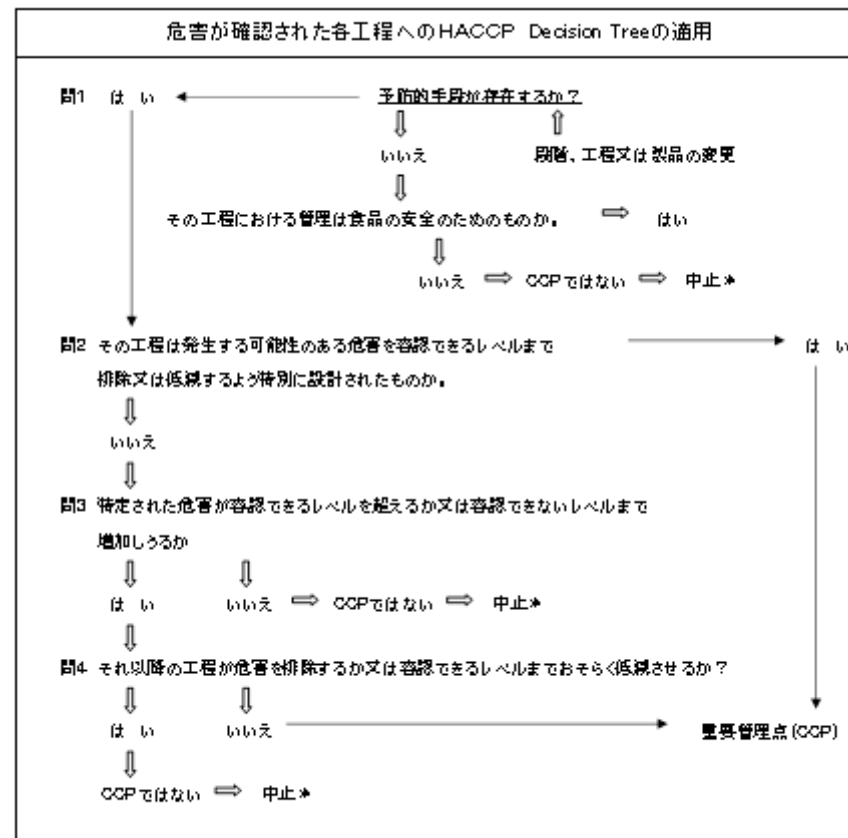
別添 1 4

漁船等衛生監視者制度について

第 1 漁船等衛生監視者の登録

別添 1 1 ・ 1 2 (略)

別添 1 3 危害が確認された各行程へのH A C C P Decision Tree の適用



* 記載された製造工程における次の確認された危害にすむ

別添 1 4

漁船等衛生監視者制度について

第 1 漁船等衛生監視者の登録

1. 登録

水産庁漁政部加工流通課は、申請のあった者が3. の全ての要件を満たしていると認めた場合は、漁船等衛生監視者として登録する。

2. 漁船等衛生監視者の役割

漁船等衛生監視者は、都道府県からの要請に基づく水産庁からの指示により、漁船の外国監視を行うことができる。

3. 登録要件

漁船等衛生監視者として登録される者は、下記に定める要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 水産学等の課程を修了した者、漁業関係業務に従事した経験がある者、又は同等の水産一般の知識を有する者であること。
- (2) 外国現地調査又は外国監視の対象となる漁船の所有者及び関係者と利害関係がない者であること。
- (3) 本登録の趣旨を理解し、都道府県からの要請に基づく水産庁からの指示により、漁船の外国監視を円滑に遂行できる能力を有する者であること。

(4) 冷凍船の外国監視を行う漁船等衛生監視者の登録を申請する者は、別添2-2に基づく講習会を受講した者であること。

(5) 第3で定める内容の講習会に参加し、取扱要領における漁船に関する認定・登録基準について、十分な知識を習得した者であること。
なお、当該講習会の基本的な内容は、第3のとおりとする。

4. 登録手続

(1) 漁船等衛生監視者の登録を希望する者は、別紙様式により水産庁漁政部加工流通課に申請する。

(2) 水産庁漁政部加工流通課は申請書類を審査し、漁船等衛生監視者候補として3. の登録要件の(1)から(4)までを満たすことができると判断した場合には、第3に定める講習会について申請者に対し通知する。

(3) 水産庁漁政部加工流通課は、申請者が講習会に参加し、取扱要領における漁船に関する認定・登録基準について、十分な知識を習得したことが確認できた場合には、申請者を漁船等衛生監視者として登録し、その結果を通知する。

(4) 水産庁漁政部加工流通課は漁船等衛生監視者登録者リスト(以下「登

1. 登録

水産庁漁政部加工流通課は、申請のあった者が3. の全ての要件を満たしていると認めた場合は、漁船等衛生監視者として登録する。

2. 漁船等衛生監視者の役割

漁船等衛生監視者は、都道府県からの要請に基づく水産庁からの指示により、EU向け冷凍船又は生産漁船の登録に当たり必要な外国現地調査及び登録後の外国監視を行うことができる。

3. 登録要件

漁船等衛生監視者として登録される者は、下記(1)から(4)までに定める要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 水産学等の課程を修了した者、漁業関係業務に従事した経験がある者、又は同等の水産一般の知識を有する者であること。
- (2) 外国現地調査又は外国監視の対象となるEU向け冷凍船又は生産漁船の所有者及び関係者と利害関係がない者であること。
- (3) 本登録の趣旨を理解し、都道府県からの要請に基づく水産庁からの指示により、EU向け冷凍船又は生産漁船の登録に当たり必要な外国現地調査や登録後の外国監視を円滑に遂行できる能力を有する者であること。

(新設)

(4) 年に1回以上、水産庁が開催する講習会に参加できる者であること。なお、当該講習会の基本的な内容は、第3のとおりとする。

4. 登録手続

(1) 漁船等衛生監視者の登録を希望する者は、別紙様式により水産庁漁政部加工流通課に申請する。

(2) 水産庁漁政部加工流通課は申請書類を審査し、漁船等衛生監視者候補として3. の登録要件を満たすことが期待されると判断した場合には、第3に定める講習会について申請者に対し通知する。

(3) 水産庁漁政部加工流通課は、講習会を通じて、申請者が3. の登録要件を全て満たしていると判断した場合には、申請者に対し、漁船等衛生監視者として登録したことを通知する。

(4) 水産庁漁政部加工流通課は漁船等衛生監視者登録者リスト(以下

録者リスト」という)を管理する。

- (5) 漁船等衛生監視者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに水産庁に報告しなければならない。水産庁漁政部加工流通課は、報告に基づき登録者リストを変更する。

5. 登録期間・更新

登録期間は、基本的に1年間とする。第3に定める水産庁が開催する講習会に参加することによって登録期間の更新ができる。

6. 登録の取消し

水産庁漁政部加工流通課は、漁船等衛生監視者が、以下のいずれかに該当する場合には登録を取り消す。

- (1) 3. の要件を満たさなくなったとき
- (2) 漁船等衛生監視者としてふさわしくない行為があったとき
- (3) 辞退願いを提出したとき

第2 漁船等衛生監視者による外国監視

漁船等衛生監視者は、外国監視を、生産漁船の場合は取扱要領別添6のチェックリスト、冷凍船の場合は取扱要領別添3-2のチェックリストにより行い、その結果を水産庁漁政部加工流通課へ報告する。

第3 漁船等衛生監視者に係る講習会

1. 講習会の目的

講習会は、漁船の外国監視を行う漁船等衛生監視者が、取扱要領における漁船に関する登録基準について、十分な知識を修得することを目的とする。

2. ～ 4. (略)

(別紙様式 漁船等衛生監視者登録申請書様式)

(略)

2. 添付書類

- (1) (略)
- (2) 漁船の外国監視を円滑に遂行できる能力を有することを示すもの

「登録者リスト」という)を管理する。

- (5) 漁船等衛生監視者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに水産庁に報告しなければならない。水産庁漁政部加工流通課は、報告に基づき登録者リストを変更する。

5. 登録期間

登録期間は、基本的に1年間とするが、第3に定める水産庁が開催する講習会に参加することによって登録期間の更新ができる。

6. 登録の取消し

水産庁漁政部加工流通課は、漁船等衛生監視者が、以下のいずれかに該当する場合には登録を取り消すことができる。

- (1) 3. の要件を満たさなくなったとき
- (2) 漁船等衛生監視者としてふさわしくない行為があったとき
- (3) 辞退願いを提出したとき

第2 漁船等衛生監視者による外国現地調査及び外国監視

漁船等衛生監視者は、外国現地調査及び外国監視を、取扱要領別添6のチェックリストにより行い、その結果を水産庁漁政部加工流通課を通じて、EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県水産部局に連絡する。

第3 漁船等衛生監視者に係る講習会

1. 講習会の目的

講習会は、EU向け冷凍船又は生産漁船の外国現地調査又は外国監視を行う漁船等衛生監視者が、取扱要領における漁船に関する登録基準について、十分な知識を修得することを目的とする。

2. ～ 4. (略)

(別紙様式 漁船等衛生監視者登録申請書様式)

(略)

2. 添付書類

- (1) (略)
- (2) EU向け冷凍船及び生産漁船の登録に当たり必要な外国現地調査や登録後の外国監視を円滑に遂行できる能力を有することを示すもの

別添 15・16 (略)

(別紙様式 1 施設認定申請書様式)
(略)

(別紙様式 1-2 施設認定申請書様式)

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

対 EU 輸出水産食品取扱施設認定申請書

冷凍船について対 EU 輸出水産食品を取り扱う施設として認定を受けた
く、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、認定後に施設の認定
番号、名称及び所在地等を公表することを了承します。

記

1. 所有者名 (和文及び英文を併記すること)

*法人にあっては、法人番号も記載する。

2. HACCP 担当責任者等

3. 所有者住所 (和文及び英文を併記すること)

4. 船名 (和文及び英文を併記すること)

5. 漁船登録番号

6. 漁業種類

7. 漁獲物 (冷凍漁獲物運搬船の場合は、運搬する漁獲物)

ア 製品形態

イ 冷凍漁獲物運搬船の場合、漁獲物を生産する養殖場、漁船のリスト
(登録番号を含む)

ウ 年間の漁獲量 (冷凍漁獲物運搬船の場合、取扱い数量)

8. 漁獲海域 (冷凍漁獲物運搬船の場合は、運搬する漁獲物の漁獲海域)

別添 15・16 (略)

(別紙様式 1 施設認定申請書様式)
(略)

(新設)

9. 陸揚げ地（漁獲物を日本で陸揚げする場合のみ記入）

10. 添付書類

- (1) 工程フロー図（漁獲から（冷凍漁獲物運搬船の場合、受入から）陸揚げまで）
- (2) 船体一般配置図（水産物作業場所、水産物保管場所、作業器具の保管場所、毒性物質の保管場所、温度計の設置位置（感知器・記録計）、トイレと手洗い設備、洗浄水の取込み経路、給水系統、排水系統を色分けして記入）
- (3) 許可証の写し（5. の漁業種類で許可を受けている場合）
- (4) 冷却・冷凍（凍結・保管）設備に関する資料
- (5) 自主検査体制に関する資料
- (6) 廃棄物処理管理の概要
- (7) 従事者の健康診断実施体制（項目及び頻度）に関する資料
- (8) HACCPに関する資料
 - ア 標準作業手順書
 - イ 危害分析（HA）に関する資料
 - ウ 重要管理点（CCP）決定に関する資料
 - エ 記録に関する資料

（別紙様式2 認定事前確認書様式）
（略）

（別紙様式2-2 認定事前確認書様式）

番 号
年 月 日

水産庁長官殿

都道府県知事

対EU輸出水産食品取扱施設認定事前確認書

（別紙様式2 認定事前確認書様式）
（略）

（新設）

下記の3.の冷凍船については、対EU輸出水産食品取扱施設として認定してよろしいか事前に確認願います。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）
2. 所有者の氏名及び住所
3. 施設の名称及び所在地（船名を記入）
*法人にあっては、法人番号も記載する。
4. 調査した冷凍船監視員名
5. 添付書類
 - (1) 対EU輸出水産食品取扱施設認定書案
 - (2) 対EU輸出水産食品取扱施設認定申請書(写し)
 - (3) 審査結果の概要及びチェックリスト(写し)

(別紙様式3 認定書様式)
(略)

(別紙様式3-2 認定書様式)

番 号
年 月 日

殿

都道府県知事

対EU輸出水産食品取扱施設認定書

(別紙様式3 認定書様式)
(略)

(新設)

下記の3.の冷凍船については、対EU輸出水産食品取扱施設として認定
します。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）

2. 所有者の氏名及び住所

3. 施設の名称及び所在地（船名を記入）

4. 認定番号

5. 漁業種類（冷凍漁獲物運搬船は漁獲物を記載。）

6. 陸揚げ地（漁獲物を日本で陸揚げする場合のみ記入。）

* 2、3に関しては和文及び英文を併記する。

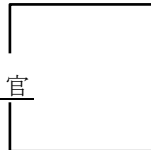
（別紙様式4 施設認定事前確認結果様式）
（略）

（別紙様式4-2 施設認定事前確認結果様式）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

水産庁長官



対EU輸出水産食品取扱施設の認定について

（別紙様式4 施設認定事前確認結果様式）
（略）
（新設）

平成 年 月 日付け第 号により確認依頼のあった下記 3. の
冷凍船について審査したところ、当該施設が「対 EU 輸出水産食品の取扱につ
いて」平成 21 年 6 月 4 日付け食安発第 0603001 号厚生労働省医薬食品局食品
安全部長通知、21 消安第 2148 号農林水産省消費・安全局長通知、21 水漁第
175 号水産庁長官通知の別紙「対 EU 向け輸出水産食品の取扱要領」に基づく
対 EU 輸出水産食品取扱施設として要件を満たしていると認められるので、
認定して差し支えありません。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）

2. 所有者の氏名及び住所

3. 施設等の名称及び所在地（船名を記入）

4. 漁業種類（冷凍漁獲物運搬船は漁獲物を記載。）

5. 陸揚げ地（漁獲物を日本で陸揚げする場合のみ記入。）

（別紙様式 5 施設認定報告書様式）

（略）

（別紙様式 5 - 2 施設認定報告書様式）

（別紙様式 5 施設認定報告書様式）

（略）

（新設）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

都道府県知事

対 EU 輸出水産食品取扱施設の認定について

別添のとおり対EU輸出水産食品を取り扱う施設としての認定の申請があり、内容を審査したところ適当と認められるので、申請のあった冷凍船については、下記のとおり対EU輸出水産食品取扱施設として認定したことを報告します。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）（和文及び英文）

2. 施設の名称及び所在地（船名を記入）（和文及び英文）

*法人にあっては、法人番号も記載する。

3. 認定番号

4. 調査を実施した冷凍船監視員名

5. 添付書類

(1) 対EU輸出水産食品取扱施設認定書（写し）

(2) 対EU輸出水産食品取扱施設認定申請書（写し）

(3) 審査結果の概要及びチェックリスト（写し）

(別紙様式6 変更承認申請書様式)
(略)

(別紙様式6-2 変更承認申請書様式)

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

(別紙様式6 変更承認申請書様式)
(略)

(新設)

対EU輸出水産食品取扱施設変更承認申請書

対EU輸出水産食品を取り扱う施設として変更の承認を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）（和文及び英文）

2. 施設等の名称及び所在地（船名を記入）（和文及び英文）

3. 認定番号

4. 添付書類

変更しようとする内容（新旧対照表）

※施設の名称又は所在地の変更の場合は和文及び英文

（別紙様式7 変更承認書様式）

（略）

（別紙様式7-2 変更承認書様式）

（別紙様式7 変更承認書様式）

（略）

（新設）

番 号
年 月 日

殿

都道府県知事

対EU輸出水産食品取扱施設変更承認書

平成 年 月 日に申請のあった対EU輸出水産食品を取り扱う施設の変更について承認します。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）

2. 所有者の氏名及び住所

3. 施設等の名称及び所在地（船名を記入）

4. 認定番号

5. 漁業種類（冷凍漁獲物運搬船は漁獲物を記載。）

6. 陸揚げ地（漁獲物を日本で陸揚げする場合のみ記入。）

7. 主な変更内容

* 2、3 に関しては和文及び英文を併記する。

(別紙様式 8 変更承認事前確認書様式)
(略)

(別紙様式 8 - 2 変更承認事前確認書様式)

番 号
年 月 日

水産庁長官殿

都道府県知事

(別紙様式 8 変更承認事前確認書様式)
(略)

(新設)

対 E U 輸出水産食品取扱施設変更承認事前確認書

下記の対 E U 輸出水産食品取扱施設の変更について、承認してよろしいか
事前に確認願います。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）

2. 施設等の名称及び所在地（船名を記入）

3. 認定番号

4. 添付書類

(1) 対 E U 輸出水産食品取扱施設変更承認申請書（写し）

(2) 審査結果の概要及びチェックリスト（写し）

(別紙様式 9 変更承認報告書様式)
(略)

(別紙様式 9 - 2 変更承認報告書様式)

番 号
年 月 日

水 産 庁 長 官 殿

都道府県知事

対 E U 輸出水産食品取扱施設変更承認報告書

(別紙様式 9 変更承認報告書様式)
(略)

(新設)

下記の対EU輸出水産食品取扱施設の変更について、承認したので報告します。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）

2. 施設等の名称及び所在地（船名を記入）

3. 認定番号

4. 添付書類

(1) 対EU輸出水産食品取扱施設変更承認申請書（写し）

(2) 審査結果の概要及びチェックリスト（写し）

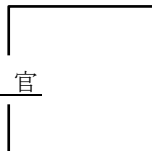
（別紙様式10 変更承認事前確認結果様式）
（略）

（別紙様式10-2 変更承認事前確認結果様式）

番 号
年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿

水 産 庁 長 官



対EU輸出水産食品取扱施設変更の承認について

（別紙様式10 変更承認事前確認結果様式）
（略）

（新設）

平成 年 月 日付け第 号により変更承認の事前確認のあった
下記施設について審査したところ、「対 EU 輸出水産食品の取扱について」平成
21 年 6 月 4 日付け食安発第 0603001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長
通知、21 消安第 2148 号農林水産省消費・安全局長通知、21 水漁第 175 号水
産庁長官通知の別紙「対 EU 向け輸出水産食品の取扱要領」に基づく対 EU 輸
出水産食品取扱施設として要件を満たしていると認められるので、承認して
差し支えありません。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）

2. 施設等の名称及び所在地（船名を記入）

3. 認定番号

4. 主な変更内容

（別紙様式 1 1 衛生証明書発行申請書様式）
（略）

（別紙様式 1 2 衛生証明書発行件数報告様式）
（略）

（別紙様式 1 3 市場登録申請書様式）
（略）

（別紙様式 1 4 登録書様式）

番 号
年 月 日

殿

（別紙様式 1 1 衛生証明書発行申請書様式）
（略）

（別紙様式 1 2 衛生証明書発行件数報告様式）
（略）

（別紙様式 1 3 市場登録申請書様式）
（略）

（別紙様式 1 4 登録書様式）

番 号
年 月 日

殿

都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長

対EU輸出水産食品取扱施設等登録書

下記について、対EU輸出水産食品取扱施設等として登録します。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）
2. 所有者の氏名及び住所（生産漁船のみ記入）
3. 施設等の名称及び所在地（生産漁船の場合は船名）
4. 登録番号
5. 食品衛生法に基づく許可の種類（養殖場等の場合は輸出品目、生産漁船の場合は漁業種類）
6. 陸揚げ地（漁獲物を日本で陸揚げする場合のみ記入）

（削る。）

（別紙様式15 施設等登録報告書様式）

番 号
年 月 日

水産庁長官
農林水産省消費・安全局長 殿
〇〇 厚生局長

都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長

対EU輸出水産食品取扱施設等登録書

下記について、対EU輸出水産食品取扱施設等として登録します。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）
2. 所有者の氏名及び住所（EU向け冷凍船及び生産漁船のみ記入）
3. 施設等の名称及び所在地（EU向け冷凍船及び生産漁船の場合は漁船名）
4. 登録番号
5. 食品衛生法に基づく許可の種類（養殖場等の場合は輸出品目、EU向け冷凍船及び生産漁船の場合は漁業種類）
6. 陸揚げ地（漁獲物を日本で陸揚げする場合のみ記入）

* 2及び3に関してはEU向け冷凍船の場合は和文及び英文を併記する。

（別紙様式15 施設等登録報告書様式）

番 号
年 月 日

水産庁長官
農林水産省消費・安全局長 殿
〇〇 厚生局長

都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長

対EU輸出水産食品取扱施設等の登録について

別添のとおり対EU輸出水産食品を取り扱う施設等としての登録の申請があり、内容を審査したところ適当と認められたので、下記施設を対EU輸出水産食品取扱施設等として登録したことを関係書類を添えて報告します。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）
2. 施設等の名称及び所在地（生産漁船の場合は船名）
*法人にあっては、法人番号も記載する。
3. 登録番号
4. 調査を実施した指名食品衛生監視員名（養殖場等及び生産漁船の場合は記入不要）
5. 添付書類
(1) 対EU輸出水産食品取扱施設等登録書（写し）
(2) 対EU輸出水産食品取扱施設等登録申請書（写し）
(3) 審査結果の概要及びチェックリスト（写し）

(別紙様式16 養殖場登録申請書様式)
(略)

(別紙様式17 生産漁船登録申請書様式)

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長

対EU輸出水産食品取扱施設等の登録について

別添のとおり対EU輸出水産食品を取り扱う施設等としての登録の申請があり、内容を審査したところ適当と認められたので、下記施設を対EU輸出水産食品取扱施設等として登録したことを関係書類を添えて報告します。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）
2. 施設等の名称及び所在地（EU向け冷凍船及び生産漁船の場合は漁船名）
*法人にあっては、法人番号も記載する。
3. 登録番号
4. 調査を実施した指名食品衛生監視員名（養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船の場合は記入不要）
5. 添付書類
(1) 対EU輸出水産食品取扱施設等登録書（写し）
(2) 対EU輸出水産食品取扱施設等登録申請書（写し）
(3) 審査結果の概要及びチェックリスト（写し）

(別紙様式16 養殖場登録申請書様式)
(略)

(別紙様式17 漁船登録申請書様式)

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 住所
氏名 印
(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

対 E U 輸出水産食品取扱施設 (生産漁船) 登録申請書

対 E U 輸出水産食品取扱施設 (生産漁船)として登録を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、登録後に施設の登録番号、名称及び所在地等を公表することを了承します。

記

1. 所有者名

*法人にあっては、法人番号も記載する。

2. 所有者住所

3. 漁船名

4. 漁船登録番号

5. 漁業種類

6. 主な漁獲物

7. 主な漁獲海域

8. 陸揚げ地 (漁獲物を日本で陸揚げする場合のみ記入)

9. 添付書類

(1) 船体一般配置図 (水産物作業場所、水産物保管場所、作業器具の保管場所、毒性物質の保管場所、洗浄水の取込み経路を色分けして記入)

(2) 漁業許可証の写し (5. の漁業種類で許可を受けている場合) (削る。)

(別紙様式 1 8 変更登録申請書様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

申請者 住所
氏名 印
(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

対 E U 輸出水産食品取扱漁船登録申請書

E U 向け冷凍船 (又は生産漁船)として登録を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、登録後に施設の登録番号、名称及び所在地等を公表することを了承します。

記

1. 所有者名 (E U 向け冷凍船の場合は和文及び英文を併記すること)

*法人にあっては、法人番号も記載する。

2. 所有者住所 (E U 向け冷凍船の場合は和文及び英文を併記すること)

3. 漁船名 (E U 向け冷凍船の場合は和文及び英文を併記すること)

4. 漁船登録番号

5. 漁業種類

6. 主な漁獲物

7. 主な漁獲海域

8. 陸揚げ地 (漁獲物を日本で陸揚げする場合のみ記入)

9. 添付書類

(1) 船体一般配置図 (水産物作業場所、水産物保管場所、作業器具の保管場所、毒性物質の保管場所、洗浄水の取込み経路を色分けして記入)

(2) 漁業許可証の写し (5. の漁業種類で許可を受けている場合)

(3) 再登録の場合、別添 6 のチェックリストに基づく、自主検査結果の根拠書類 (写真等)

(別紙様式 1 8 変更登録申請書様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

特 別 区 長

申請者 住所
氏名 印
(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

対 E U 輸出水産食品取扱施設等変更登録申請書

対 E U 輸出水産食品取扱施設等の変更登録を受けたく、下記のとおり、関係資料を添えて申請します。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）
2. 所有者の氏名及び住所（生産漁船のみ記入）
3. 施設等の名称及び所在地（生産漁船の場合は船名）
4. 登録番号
5. 添付書類
変更しようとする内容（新旧対照表）

(削る。)

(別紙様式 1 9 変更登録書様式)

番 号
年 月 日

殿

特 別 区 長

申請者 住所
氏名 印
(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

対 E U 輸出水産食品取扱施設等変更登録申請書

対 E U 輸出水産食品取扱施設等の変更登録を受けたく、下記のとおり、関係資料を添えて申請します。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）
2. 所有者の氏名及び住所（E U 向け冷凍船及び生産漁船のみ記入）
3. 施設等の名称及び所在地（E U 向け冷凍船及び生産漁船の場合は漁船名）
4. 登録番号
5. 添付書類
変更しようとする内容（新旧対照表）

* 2 及び 3 に関しては E U 向け冷凍船の場合は和文及び英文を併記する。

(別紙様式 1 9 変更登録書様式)

番 号
年 月 日

殿

都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長

対EU輸出水産食品取扱施設等変更登録書

平成 年 月 日に申請のあった対EU輸出水産食品取扱施設等の変更登録を行ったので通知します。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）
2. 所有者の氏名及び住所（生産漁船のみ記入）
3. 施設等の名称及び所在地（生産漁船の場合は漁船名）
4. 登録番号
5. 食品衛生法に基づく許可の種類（養殖場等の場合は輸出品目、生産漁船の場合は漁業種類）
6. 陸揚げ地（漁獲物を日本で陸揚げする場合のみ記入）

（削る。）

（別紙様式20 施設等変更登録報告書様式）

番 号
年 月 日

水産庁長官
農林水産省消費・安全局長 殿
〇〇 厚生局長

都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長

対EU輸出水産食品取扱施設等変更登録書

平成 年 月 日に申請のあった対EU輸出水産食品取扱施設等の変更登録を行ったので通知します。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）
2. 所有者の氏名及び住所（EU向け冷凍船及び生産漁船のみ記入）
3. 施設等の名称及び所在地（EU向け冷凍船及び生産漁船の場合は漁船名）
4. 登録番号
5. 食品衛生法に基づく許可の種類（養殖場等の場合は輸出品目、EU向け冷凍船及び生産漁船の場合は漁業種類）

（新設）

* 2 及び 3 に関してはEU向け冷凍船の場合は和文及び英文を併記する。

（別紙様式20 施設等変更登録報告書様式）

番 号
年 月 日

水産庁長官
農林水産省消費・安全局長 殿
〇〇 厚生局長

都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長

対EU輸出水産食品取扱施設等の変更登録について

別添のとおり対EU輸出水産食品を取り扱う施設等としての変更登録の申請があり、内容を審査したところ適当と認められたので、下記施設を対EU輸出水産食品取扱施設等として変更登録したことを関係書類を添えて報告します。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）
2. 施設等の名称及び所在地（生産漁船の場合は漁船名）
3. 登録番号（生産漁船の場合は漁船登録番号）
4. 添付書類
(1) 対EU輸出水産食品取扱施設等変更登録書（写し）
(2) 対EU輸出水産食品取扱施設等変更登録申請書（写し）
(3) 審査結果の概要及びチェックリスト（写し）

（別紙様式21 登録取消願様式）

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

申請者 住所
氏名

印

都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長

対EU輸出水産食品取扱施設等の変更登録について

別添のとおり対EU輸出水産食品を取り扱う施設等としての変更登録の申請があり、内容を審査したところ適当と認められたので、下記施設を対EU輸出水産食品取扱施設等として変更登録したことを関係書類を添えて報告します。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）
2. 施設等の名称及び所在地（EU向け冷凍船及び生産漁船の場合は漁船名）
3. 登録番号（EU向け冷凍船及び生産漁船の場合は漁船登録番号）
5. 添付書類
(1) 対EU輸出水産食品取扱施設等変更登録書（写し）
(2) 対EU輸出水産食品取扱施設等変更登録申請書（写し）
(3) 審査結果の概要及びチェックリスト（写し）

（別紙様式21 登録取消願様式）

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

申請者 住所
氏名

印

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

対 E U 輸出水産食品取扱施設等の登録取消願

下記の対 E U 輸出水産食品取扱施設等の登録の取消を願います。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）
2. 施設等の名称及び所在地（生産漁船の場合は船名）
3. 登録番号
4. 理由

(別紙様式 2 2 登録取消通知様式)

番 号
年 月 日

殿

都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長

対 E U 輸出水産食品取扱施設登録取消通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出のあった対 E U 輸出水産食品取扱施設等の登録取消願に基づき、下記対 E U 輸出水産食品取扱施設等の登録を本日付けで取り消したので通知します。

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

対 E U 輸出水産食品取扱施設等の登録取消願

下記の対 E U 輸出水産食品取扱施設等の登録の取消を願います。

記

1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）
2. 施設等の名称及び所在地（E U 向け冷凍船及び生産漁船の場合は漁船名）
3. 登録番号
4. 理由

(別紙様式 2 2 登録取消通知様式)

番 号
年 月 日

殿

都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長

対 E U 輸出水産食品取扱施設登録取消通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出のあった対 E U 輸出水産食品取扱施設等の登録取消願に基づき、下記対 E U 輸出水産食品取扱施設等の登録を本日付けで取り消したので通知します。

記

- 1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）
- 2. 施設等の名称及び所在地（生産漁船の場合は船名）
- 3. 登録番号
- 4. 食品衛生法に基づく許可の種類（養殖場等の場合は輸出品目、生産漁船の場合は漁業種類）

（別紙様式 2 3 登録取消報告書様式）
（略）

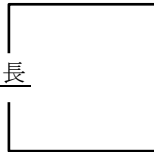
（別紙様式 2 4 施設等監視結果報告様式）
（略）

（別紙様式 2 4 - 2 施設等監視結果報告様式）

番 号
年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

□□都道府県水産部局長



対 E U 輸出水産食品取扱施設監視結果報告書

対 E U 輸出水産食品取扱施設に対する監視結果を報告します。

記

記

- 1. 申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）
- 2. 施設等の名称及び所在地（E U 向け冷凍船及び生産漁船の場合は漁船名）
- 3. 登録番号
- 4. 食品衛生法に基づく許可の種類（養殖場等の場合は輸出品目、E U 向け冷凍船及び生産漁船の場合は漁業種類）

（別紙様式 2 3 登録取消報告書様式）
（略）

（別紙様式 2 4 施設等監視結果報告様式）
（略）

（新設）

認定番号	対 E U 輸出水産食品 取扱施設等の名称	監視年月日	監視結果
〇〇〇	〇〇〇	〇年〇月〇日	

注：（１）監視結果は、適（A）、条件付き適（M）、不適（R）で記入すること。

（２）条件付き適及び不適の場合は、その内容を別添で添付すること。

別添

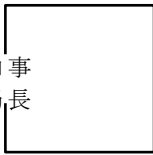
- チェックリスト
- 現地調査報告書
- 製品検査結果

（別紙様式 2 5 監視依頼書様式）

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿
水産庁漁政部加工流通課長 殿

〇〇都道府県知事
 〇〇都道府県水産部局長



冷凍船（又は生産漁船）監視依頼書

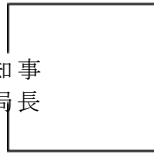
対 EU 輸出水産食品取扱施設等として認定（又は登録）を受けている本県所属の〇〇丸に関しては、〇〇の理由により本年度、本県に帰港する予定はなく、貴県（又は〇〇県）の〇〇港へ入港する事が確定いたしました。つきましては、〇〇丸の監視に関して、監視依頼をお願いいたします。また、本船の入港予定日は、平成〇〇年〇〇月〇〇日です。

（別紙様式 2 5 監視依頼書様式）

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿
水産庁漁政部加工流通課長 殿

〇〇都道府県知事
 〇〇都道府県水産部局長



EU 向け冷凍船（生産漁船）監視依頼書

本県所属の〇〇丸に関しては、〇〇の理由により本年度、本県に帰港する予定はなく、貴県（又は〇〇県）の〇〇港へ入港する事が確定致しました。つきましては、〇〇丸の監視に関して、監視依頼をお願い致します。また、本船の入港予定日は、平成〇〇年〇〇月〇〇日です。

別添

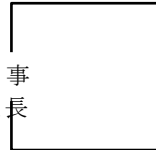
1. ○○丸の対EU輸出水産食品取扱施設認定（登録）書（写し）
2. 漁船原簿謄本（写し）
3. 最新のチェックリスト（写し）
4. その他（必要に応じて、参考となる認定（登録）申請関係書類）

（別紙様式26 監視結果報告書様式）

番 年 月 号 日

- 都道府県知事 殿
- 都道府県水産部局長 殿

○○都道府県知事
水産庁漁政部加工流通課長



冷凍船（又は生産漁船）監視結果報告書

平成 年 月 日付け第 号により□□知事から依頼のあった監視に関しては、下記のとおり終了したので、報告します。

認定（登録）番号	対EU輸出水産食品取扱施設等の名称	監視年月日	監視結果
○○○	○○○丸	○○年○○月○○日	

別添

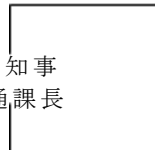
1. ○○丸の対EU輸出水産食品取扱施設等登録書（写し）
2. 漁船原簿謄本（写し）
3. 最新のチェックリスト（写し）
4. その他（必要に応じて、参考となる認定（登録）申請関係書類）

（別紙様式26 監視結果報告書様式）

番 年 月 号 日

- 都道府県知事 殿
- 都道府県水産部局長 殿

○○都道府県知事
水産庁漁政部加工流通課長



EU向け冷凍船（生産漁船）監視結果報告書

平成 年 月 日付け第 号により□□知事から依頼のあった監視に関しては、下記のとおり終了したので、報告します。

登録番号	対EU輸出水産食品取扱施設等の名称	監視年月日	監視結果
○○○	○○○丸	○○年○○月○○日	

注：（１）監視結果は、適(A)、条件付き適(M)、不適(R)で記入すること。
（２）条件付き適及び不適の場合は、その内容を別添で添付すること。

別添

チェックリスト
現地調査報告書
製品検査結果

（別紙様式 27 帰港予定日報告書様式）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

申請者 住所
氏名 印
（法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名）

冷凍船（又は生産漁船） 帰港予定日報告書

冷凍船（又は生産漁船）の認定（登録）を受けた〇〇丸の日本への入港予定日に関して、下記のとおり報告致します。

記

1. 漁船名（認定又は登録番号及び船名）
2. 入港予定日
3. 入港予定港（都道府県名及び港名）

注：（１）監視結果は、適、条件付き適、不適で記入すること。
（２）条件付き適及び不適の場合は、その内容を別添で添付すること。

別添

チェックリスト

（別紙様式 27 帰港予定日報告書様式）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇都道府県知事 殿

申請者 住所
氏名 印
（法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名）

EU向け冷凍船 帰港予定日報告書

EU向け冷凍船の登録を受けた〇〇丸の日本への入港予定日に関して、下記のとおり報告致します。

記

1. 漁船名（登録番号及び船名）
2. 入港予定日
3. 入港予定港（都道府県名及び港名）

(別紙様式 2 8 運航計画報告書様式)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇都道府県知事 殿

申請者 住所
氏名 印
(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

冷凍船（又は生産漁船）運航計画報告書

平成〇〇年4月から平成〇〇年3月における、冷凍船の認定（又は生産漁船の登録）を受けた〇〇丸の運航計画に関して、下記のとおり報告致します。
また、本船の日本への帰港予定日は平成〇〇年〇〇月です。

記

1. 漁船名（認定（又は登録）番号及び船名）

2. 運航計画

	運航計画	入港予定 (入港予定港及び入港時期)
平成〇〇年 4～6月		
7～9月		
10～12月		
平成〇〇年 1～3月		

(別紙様式 2 8 運航計画報告書様式)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇都道府県知事 殿

申請者 住所
氏名 印
(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

EU向け冷凍船運航計画報告書

平成〇〇年4月から平成〇〇年3月における、EU向け冷凍船の登録を受けた〇〇丸の運航計画に関して、下記のとおり報告致します。
また、本船の日本への帰港予定日は平成〇〇年〇〇月です。

記

1. 漁船名（登録番号及び船名）

2. 運航計画

	運航計画	入港予定 (入港予定港及び入港時期)
平成〇〇年 4～6月		
7～9月		
10～12月		
平成〇〇年 1～3月		

(別紙様式 29 検体送付様式)

(略)

(別紙様式 29-2 検体送付様式)

検体送付票

検体番号

検査項目

魚種名

漁獲場所

採取した冷凍船名

認定番号

採取年月日

保存方法

送付年月日

都道府県名

サンプル採取者氏名

(冷凍船監視員又は水産庁が指名した者)

(別紙様式 30 検体送付シール様式)

(略)

(別紙様式 29 検体送付様式)

(略)

(新設)

(別紙様式 30 検体送付シール様式)

(略)

(別紙様式 3 0 - 2 検体送付シール様式)

〇〇検査検体採取封印シール様式

対 E U 輸出水産食品
〇〇検査用検体

検体番号〇〇 採取年月日〇〇

サンプル採取者

(冷凍船監視員又は水産庁が指名した者)

(別紙様式 3 1 食品輸出計画書)

(略)

(別紙様式 3 2 現地調査における指摘事項)

現地調査における指摘事項

(施設名)

(調査日)

1. 取扱要領又はチェックリストの該当箇所	
2. 該当文書又は施設内の場所	
3. 不適合事項の詳細	
4. 改善指導の内容	

【定期監視実施者記入欄】

(署名日)

(所属)

(新設)

(別紙様式 3 1 食品輸出計画書)

(略)

(新設)

(役職)

(署名)

※表中 1～4 に記入した上で、記入すること。

【現地調査対象認定施設担当者記入欄】

(署名日)

(社名)

(役職)

(署名)

※表中 1～4 の記載内容を確認した上で、記入すること。

(別紙様式 3 3 指摘事項に対する改善状況)

指摘事項に対する改善状況

(施設名)

(調査日)

<u>1. 改善指導内容</u>	
<u>2. 改善計画</u>	
<u>3. 改善措置完了期限</u>	
<u>4. 改善措置完了までの暫定対応</u>	
<u>5. 改善措置等対応状況</u>	

【現地調査対象認定施設担当者記入欄】

(署名日)

(社名)

(役職)

(署名)

※表中 1～4 に記入した上で、記入すること。

(新設)

【改善計画等確認者記入欄】

(署名日)

(所属)

(役職・氏名)

(署名)

※表中1～4の記載内容を確認した上で、記入すること。

【定期監視実施者記入欄】

(署名日)

(所属)

(役職)

(署名)

※表中1～4の対応状況を確認、5に記入した上で、記入すること。